

# 阿久根市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

鹿児島県阿久根市



# 目 次

第1章 基本的な事項	1
第1節 市の概況	1
1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
2 過疎の状況	2
3 産業構造の変化、社会経済的発展の方向	3
第2節 人口及び産業の推移と動向	3
1 人口及び産業の推移	3
2 人口の動向	5
第3節 行財政の状況	6
第4節 地域の持続的発展の基本方針	8
第5節 地域の持続的発展のための基本目標	8
第6節 計画の達成状況の評価に関する事項	9
第7節 計画期間	9
第8節 公共施設等総合管理計画との整合	9
第9節 SDGs（持続可能な開発目標）	10
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
1 現況と問題点	11
I 移住・定住・地域間交流の促進	
II 人材育成	
2 その対策	11
I 移住・定住・地域間交流の促進	
II 人材育成	
3 事業計画	12
4 公共施設等総合管理計画との整合	13
第3章 産業の振興	14
1 現況と問題点	14
I 農業の振興	
II 林業の振興	
III 水産業の振興	
IV 地場産業の振興	
V 企業の誘致対策	
VI 起業の促進	
VII 商業の振興	
VIII 観光又はレクリエーション	
2 その対策	18
I 農業の振興	
II 林業の振興	
III 水産業の振興	
IV 地場産業の振興	
V 企業の誘致対策	
VI 起業の促進	
VII 商業の振興	
VIII 観光又はレクリエーション	

3	事業計画	20
4	産業振興促進事項	26
5	公共施設等総合管理計画との整合	26
第4章 地域における情報化		27
1	現況と問題点	27
2	その対策	27
3	事業計画	27
4	公共施設等総合管理計画との整合	27
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保		28
1	現況と問題点	28
	I 交通体系の整備	
	II 交通確保対策	
2	その対策	29
	I 交通体系の整備	
	II 交通確保対策	
3	事業計画	30
4	公共施設等総合管理計画との整合	30
第6章 生活環境の整備		31
1	現況と問題点	31
	I 水道施設の整備	
	II 下水処理施設の整備	
	III 一般廃棄物処理対策	
	IV 火葬場	
	V 消防・防災	
	VI 住宅の整備	
2	その対策	33
	I 水道施設の整備	
	II 下水処理施設の整備	
	III 一般廃棄物処理対策	
	IV 火葬場	
	V 消防・防災	
	VI 住宅の整備	
3	事業計画	35
4	公共施設等総合管理計画との整合	36
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		37
1	現況と問題点	37
	I 子育て環境の確保	
	II 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	III その他の保健及び福祉の向上及び増進	
2	その対策	38
	I 子育て環境の確保	
	II 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	III その他の保健及び福祉の向上及び増進	
3	事業計画	39

4	公共施設等総合管理計画との整合	41
第8章	医療の確保	42
1	現況と問題点	42
2	その対策	42
3	事業計画	43
4	公共施設等総合管理計画との整合	43
第9章	教育の振興	44
1	現況と問題点	44
	Ⅰ 学校教育	
	Ⅱ 生涯学習の推進	
	Ⅲ スポーツの推進	
2	その対策	46
	Ⅰ 学校教育	
	Ⅱ 生涯学習の推進	
	Ⅲ スポーツの推進	
3	事業計画	48
4	公共施設等総合管理計画との整合	49
第10章	集落の整備	50
1	現況と問題点	50
2	その対策	50
3	事業計画	50
4	公共施設等総合管理計画との整合	51
第11章	地域文化の振興等	52
1	現況と問題点	52
2	その対策	52
3	事業計画	52
4	公共施設等総合管理計画との整合	53
第12章	再生可能エネルギーの利用の推進	54
1	現況と問題点	54
2	その対策	54
3	事業計画	54
4	公共施設等総合管理計画との整合	54
第13章	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	55
1	現況と問題点	55
	Ⅰ 広域行政	
	Ⅱ 男女共同参画の推進	
2	その対策	55
	Ⅰ 広域行政	
	Ⅱ 男女共同参画の推進	
3	事業計画	56
4	公共施設等総合管理計画との整合	56
事業計画	過疎地域持続的発展特別事業分	57



## 第1章 基本的な事項

### 第1節 市の概況

#### 1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

阿久根市は、鹿児島県の北西部に位置し、東西11.1km、南北22.4kmと南北に細長い形状をしており、海岸線の総延長は約40kmで、奇礁奇岩と阿久根大島など点在する島々の景観は自然豊かで県立自然公園の指定を受けている。

過去10年間の平均気温は18.0度と温暖で寒暖の差が少なく、住みやすい気候である。

地形は、西に東シナ海を望み、東は紫尾山系が迫り、北部地域は、緩やかな丘陵地帯で温暖な気候により農業が盛んで、中部地域は、中心を流れる高松川、山下川の流域が水田地帯となっている。一方、南部地域は、山地が海岸まで迫り農業には極めて不利な地形といえる。

阿久根の地名は、古代の奈良朝末期頃は国形郷と呼ばれ、次いで平安の末頃には「英弥院」と称しており、その院司に任命された英弥氏あぐねしによって統治されてきたが、のち「莫弥」とも書かれ、15世紀の中期に現在の「阿久根」に変えられたといわれている。

15世紀末になると海外との交易も既に行われ、阿久根は古くから「海に開けたまち」であったことが当時の遺品からもうかがえ、江戸時代には薩摩藩の貿易港として発展し海運業が盛んであった。

島津氏の統治後、明治4年の廃藩置県で鹿児島県に属するようになり、明治22年の市町村制実施により阿久根村として現在の市の基礎が確立し、大正14年に阿久根町となった。

太平洋戦争末期の昭和20年8月には、米軍機の爆撃により市街地のほとんどを焼失し大きな痛手を受けたが、戦災復興事業にいち早く着手し目覚ましい復興を遂げ、昭和27年4月には県下6番目の市として市制を施行した。昭和30年には隣接の三笠町と合併して現在の形態を整えるに至り、その後、平成の大合併では、旧出水郡2市4町での協議が整わず、本市は単独での市政運営を余儀なくされる形となった。そして、令和4年に市制施行70周年を迎えた。

交通体系は、南九州西回り自動車道（出水阿久根道路）、国道3号、国道389号、県道阿久根東郷線及び市道阿久根出水線（通称：北薩オレンジロード）が近隣市町を結ぶ幹線道路となっている。将来的には高規格道路\*である南九州西回り自動車道や北薩横断道路、島原天草長島連絡道路が交差する交流拠点として期待されている。南九州西回り自動車道は、平成29年11月に出水阿久根道路が全線開通したが、依然として高速交通体系から取り残されており、鹿児島空港まで約90分、水俣ICまで約60分を要し、トラック輸送、交流促進など産業経済振興の阻害要因となっている。

肥薩おれんじ鉄道は、平成25年3月から、観光列車「おれんじ食堂」の運行を開始するなど利用促進に努めているが、沿線地域の人口減少に伴う運賃収入の減少などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響や令和2年7月豪雨により被災した施設等の復旧などにより、厳しい経営状況が続いている。

本市の産業構造は、第一次産業を基幹産業とし、黒潮の恵みと温暖な気候により豊富な農水産物が生産されている。米・さつまいもなどの普通作、実えんどう・そらまめなどの園芸や温州みかん・甘夏・ボンタン・デコポンなどの柑橘果樹を主体とした農産物のほか、肉用牛・豚等の畜産も盛んである。また、水揚げもイワシ・アジ・サバなど回遊性の各種浮魚に恵まれているほか、磯や瀬付きの魚種も多様である。しかし、第一次産業に共通して見られる深刻な問題として担い手・後

\* 高規格道路：主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速自動車国道を含め、これと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路

継者不足や異常気象の深刻な影響などが挙げられ、近年は生産量や漁獲量は減少しており、地域経済低迷の一因となっている。

第二次産業は、食料品製造業をはじめ、皮革製品・食肉・金属加工・電子部品等の企業が中心となっているが、高速交通体系の遅れから消費地に遠いなど立地条件に不利な面が多いことに加え、昨今の景気悪化の影響も大きく、企業誘致や企業立地は進んでいないのが現状である。

第三次産業は、就業人口が増大し、就業人口比率も5割を占めている。その一方で、中心市街地は小規模小売店が多く、消費者の大型店への流出、後継者難等のため、空き店舗が目立つ厳しい状況にある。

こうした産業構造の中、「市町村民経済計算結果」によると、令和4年度の市民一人当たりの所得は243万円で、県民所得を100とした場合89.3、国民所得を100とした場合74.2と依然として格差が大きい。

## 2 過疎の状況

### (1) 人口

阿久根市の人口は、昭和30年の41,180人\*をピークに年々減少してきた。特に日本の高度経済成長に伴う都市部への社会流出が顕著であった昭和50年までの20年間に10,885人も減少し、急激な過疎化が進行した。

その後の平成7年までの20年間では、2,789人の減少となり、社会環境の変化や過疎対策への取組などにより、減少傾向が鈍化した時期もあった。しかし、近年は再び人口減少の傾向が大きくなりつつあり、平成17年から平成27年までの10年間では3,874人減少、平成27年から令和2年までの5年間では1,928人減少と、社会流出に加え、少子化による自然減少が急速に進行していることが見てとれる。

さらに、令和2年の高齢化率は41.8%と全国平均(28.8%)を大きく上回り、超高齢地域となっている。また、令和7年3月末現在で、77行政区のうち高齢者比率が50%を超える区が33区(比率42.9%)に達し、40%を超える区となると61区(79.2%)と約8割を占め、特に中山間部の集落において高齢者比率が高い。

### (2) これまでの過疎法等に基づく対策

これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と、5次にわたって過疎地域の指定を受け、過疎対策やその他の行政施策により基盤整備がなされ、住民福祉は向上してきた。引き続き多様化する住民ニーズへの対応など、新たな行政課題の解決に向けた取組を進め、今後とも自立するまちづくりを進める必要がある。

### (3) 現在の課題

本市では、人口減少、少子高齢化の進行により、集落としての自治活動や生活道路の管理、冠婚葬祭などの共同体としての生活扶助機能の低下、空き家の増加、農地山林の荒廃、有害鳥獣による農作物被害の深刻化、交通手段の確保や買い物等の日常生活や医療に対する不安、農林水産業等の地場産業の衰退など、市民の暮らしにも直結する課題が生じている。

---

\* 三笠町と合併後の最初の国勢調査

#### (4) 今後の見通し

これまでの阿久根市過疎地域自立促進計画に基づき推進してきた各種施策を引き続き推進しながら、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」をはじめ、阿久根市まちづくりビジョン（第3期 笑顔あふれる阿久根市人口ビジョン及び総合戦略）（以下「第3期阿久根市まちづくりビジョン」という。）や阿久根市公共施設等総合管理計画、各種個別計画とも整合性を取り連携することで、効果的な施策の展開が期待できる。

### 3 産業構造の変化、社会経済的発展の方向

本市は、農業、水産業の第一次産業を基幹産業に発展し、その阿久根の産物を生かした食品関連の製造業も盛んに行われ、特産品には「アクネうまいネ自然だネ」を統一ブランドマークとして販売促進を図り、「食のまち阿久根」としてのイメージ向上に努めてきた。

しかし、本市の産業構造は、就業人口の比率では第一次産業が急激に減少し、第三次産業にシフトしている状況である。第二次産業も平成7年をピークに減少してきており、平成27年には平成7年の半数近くにまで落ち込んでいる。人口減少と少子高齢化の中、就業人口全体が減少してきており、担い手の確保、育成が重要であるとともに、若者が阿久根に残り就職できる環境整備が必要である。

また、特に高速交通に対応した道路網の整備が急務であることから、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の早期完成に向けた取組を強化する必要がある。

これまで行政は社会環境の変化及び住民ニーズの多様化に対応し、行政の範囲を拡大してきた。それに伴い、公共インフラの整備をその施策の中心としてきた。しかし、日本全体が人口減少局面へと進む中、これまで整備してきたインフラも更新時期を迎え、今ある資源をいかに有効に活用するか重点を置く施策が重要となっている。

阿久根市が元気になるためには、地域が元気にならなければならない。そこに住んでいる人が元気にならなければならない。そのためには地域内の様々な人材をつなぐネットワークを広げ、人を育て、地域力を高めていくことが必要である。

## 第2節 人口及び産業の推移と動向

### 1 人口及び産業の推移

阿久根市の人口推移は、国勢調査によると表1-1のとおりであり、人口増減率（平成27年～令和2年）を見ると、9.1%減少している。

年齢階層別の人口は、平成27年から令和2年までの5年間の推移をみると、0歳～14歳は13.7%の減少、15歳～64歳は14.4%の減少、65歳以上は1.4%の減少となっており少子高齢化が一層進んでいることが見てとれる。また、0歳～14歳の減少率が依然として大きく、出生数の減少を起因とする自然減の人口減少が続くことが予測され、65歳以上の高齢者比率は、令和2年で41.8%であり、今後も高齢者比率は高くなる傾向にある。

表 1-1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,527	人 27,869	% △ 5.6	人 25,072	% △ 10.0	人 21,198	% △ 15.5	人 19,270	% △ 9.1
0歳～14歳	6,238	4,927	△ 21.0	3,343	△ 32.1	2,278	△ 31.9	1,967	△ 13.7
15歳～64歳	18,720	17,072	△ 8.8	13,515	△ 20.8	10,726	△ 20.6	9,177	△ 14.4
うち 15歳～29歳 (a)	4,955	3,851	△ 22.3	2,967	△ 23.0	2,173	△ 26.8	1,742	△ 19.8
65歳以上 (b)	4,569	5,865	28.4	8,206	39.9	8,167	△ 0.5	8,050	△ 1.4
(a)/総数 若年者比率	16.8%	13.8%	—	11.8%	—	10.3%	—	9.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	15.5%	21.0%	—	32.7%	—	38.5%	—	41.8%	—

男女別は表 1-2 のとおりで、令和 7 年の構成比は、男性 47.5%、女性 52.5% となっており、令和 2 年の構成比と比べ大きな変化はなかった。

表 1-2 人口の推移（男女別）（住民基本台帳）

区分	平成27年3月31日		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	22,109人	—	20,009人	—	-9.5%	18,006人	—	-10.0%
男	10,385人	47.0%	9,446人	47.2%	-9.0%	8,559人	47.5%	-9.4%
女	11,724人	53.0%	10,563人	52.8%	-9.9%	9,447人	52.5%	-10.6%

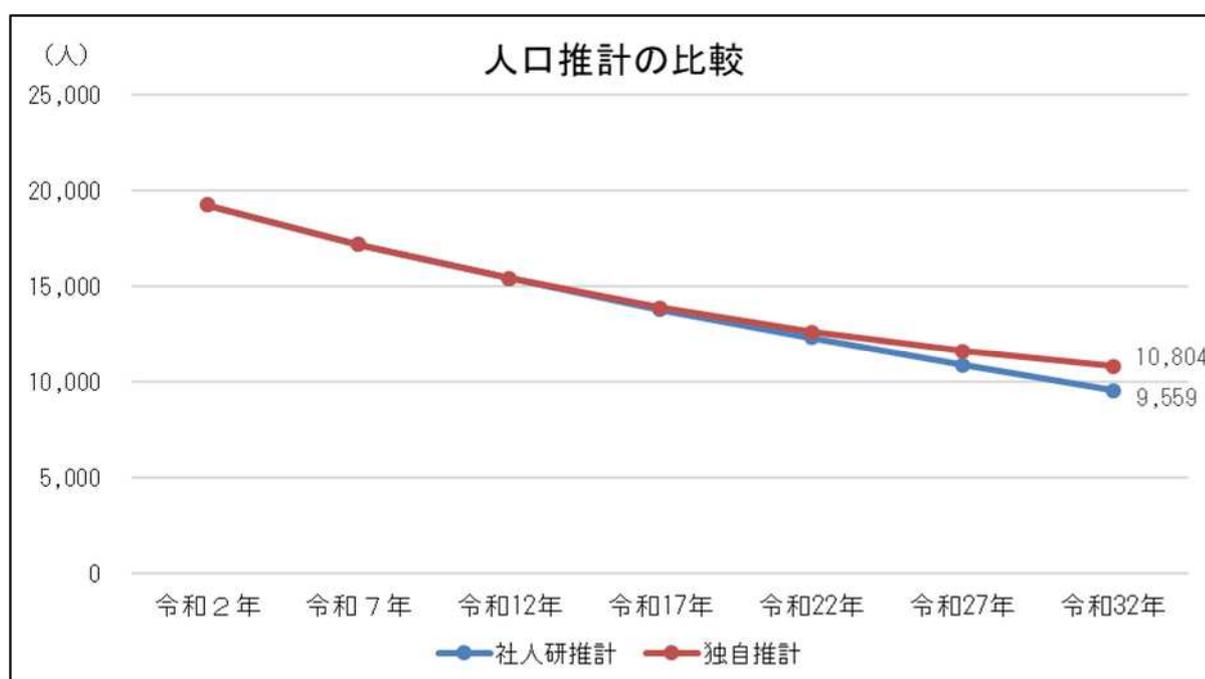
区分	令和2年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	19,854人	—	-10.2%	17,737人	—	-10.7%	
男 (外国人住民除く)	9,404人	47.4%	-9.4%	8,466人	47.7%	-10.0%	
女 (外国人住民除く)	10,450人	52.6%	-10.9%	9,271人	52.3%	-11.3%	
参 考	男 (外国人住民)	42人	27.1%	—	93人	34.6%	—
	女 (外国人住民)	113人	72.9%	—	176人	65.4%	—

また、令和 2 年国勢調査による産業別就業人口の動向（表 1-3）は、第一次産業 13.1%、第二次産業 25.5%、第三次産業 61.4% となっている。

表 1-3 産業別就業人口の動向（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,232	人 13,362	% -6.1	人 11,561	% -13.5	人 9,862	% -14.7	人 8,795	% -10.8
第一次産業 就業人口比率	36.6% 5,207	24.0% 3,205	— -38.4	17.5% 2,028	— -36.7	14.4% 1,421	— -29.9	13.1% 1,151	— -19.0
第二次産業 就業人口比率	24.7% 3,518	33.8% 4,517	— 28.4	28.0% 3,242	— -28.2	26.1% 2,573	— -20.6	25.5% 2,241	— -12.9
第三次産業 就業人口比率	38.7% 5,507	42.2% 5,640	— 2.4	54.4% 6,291	— 11.5	59.5% 5,868	— -6.7	61.4% 5,403	— -7.9

表 1-4 人口の見通し（第3期阿久根市まちづくりビジョンを基に作成）



## 2 人口の動向

令和2年に策定した阿久根市まちづくりビジョン（第2期 笑顔あふれる阿久根市人口ビジョン及び総合戦略）では、令和42年の人口目標を10,800人としていたが、令和5年の国立社会保障・人口問題研究所の推計（表1-4の社人研推計）では、令和32年の時点で9,559人となり、厳しい見通しが示された。

そこで、第3期阿久根市まちづくりビジョンでは、社人研推計に合わせて令和32年までを人口ビジョンの期間とし、令和32年の社人研推計値9,559人に対し、人口目標を10,800人とした。

### (1) 自然増減

令和7年から令和32年までの出生数を年平均90人に増やし、自然減を年平均211人に抑える。

### (2) 社会増減

令和7年から令和32年までの社会減を年平均74人に抑える。

### 第3節 行財政の状況

平成5年に「地方分権の推進に関する決議」を採択後、国においては、これまで第15次地方分権一括法成立を受け、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが行われ、これまで以上に地方の自主性及び自立性が高まるなど、地方分権の基盤はおおむね構築されてきている一方、地域社会における諸課題は複雑化しており、本市を取り巻く状況も人口の更なる減少や少子高齢化が進展する中、年々複雑多様化する行政ニーズや環境の変化に柔軟に対応して諸課題に取り組みながら、効果的に、そして、効率的に推進していくことが求められている。

このような中、国では、地域の特性に即して地域課題を解決し活力ある社会の維持を目指すことを目的に、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、このことを受け、本市においても第3期阿久根市まちづくりビジョンを策定し、それに基づく地方創生の取組を行っているところである。

本市の財政状況は、表1-5のとおり、平成22年度と比較し令和2年度は歳入歳出ともに増加する中、義務的経費は、横ばいの傾向であるが、経常収支比率については、令和2年度が88.3%となっており、依然として高い水準にあり、財政の硬直化が見られる状況である。また、財政力指数は、令和2年度が0.375となっており、平成22年度と比較すると改善しているものの、類似団体の平均値を下回っている状況である。平成19年6月に施行された地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき算定した令和2年度の実質公債比率は6.5、将来負担比率は算定されておらず、健全化判断比率については改善傾向にあるが、経常収支比率が高く、税金などの自主財源が少ない脆弱な財政基盤にあり、引き続き厳しい財政運営状況にある。

これまで、本市においては厳しくなる財政状況を予測して財政運営を進めてきたところであるが、国においては「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」との基本方針の下、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、足下の賃金上昇を構造的な賃上げに結び付けるとともに、官民連携による前向きな投資を喚起することで「成長と分配の好循環」につなげ、デフレからの完全脱却と経済規模の拡大を図り、経済再生と財政健全化を両立させる歩を大きく進めつつ、歳出・歳入両面からの地方行財政改革や地方創生に向けた取組が推進されていくことから、その動向を見極めながら臨機応変に対応していく必要がある。

このため、今後の財政運営としては、弾力的で安定した財政基盤を築くため、市民の理解を得ながら中長期的視点に立った政策運営を行う必要がある。

今後、一層複雑多様化する行政課題に的確に応えていくために、市税の徴収率向上をはじめとする自主財源の確保を図りながら、事務事業の見直し、義務的経費の抑制、歳出全般にわたる行政経費の節減を進め、効率的で健全な財政運営を推進する。

表 1-5 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	12,125,360	12,648,677	15,808,786
一般財源	6,836,521	6,928,606	6,896,307
国庫支出金	1,917,280	1,547,384	4,272,664
都道府県支出金	737,158	1,239,899	1,108,120
地方債	1,103,000	962,200	1,687,626
うち過疎対策事業債	83,800	424,400	1,033,800
その他	1,531,401	1,970,588	1,844,069
歳出総額B	11,703,546	12,332,143	15,058,609
義務的経費	5,037,412	5,508,737	5,271,036
投資的経費	2,234,998	1,781,449	2,422,653
うち普通建設事業	2,209,928	1,722,514	2,298,168
その他	4,431,136	5,041,957	7,364,920
過疎対策事業費	129,261	845,041	1,475,954
歳入歳出差引額C (A-B)	421,814	316,534	750,177
翌年度へ繰り越すべき財源D	30,385	8,057	174,884
実質収支 (C-D)	391,429	308,477	575,293
財 政 力 指 数	0.342	0.338	0.375
公 債 費 負 担 比 率	15.2	13.1	10.6
実 質 公 債 費 比 率	12.3	8.0	6.5
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	85.5	87.0	88.3
将 来 負 担 比 率	—	—	—
地 方 債 現 在 高	10,554,487	9,625,522	12,041,124

表 1-6 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	21.0	47.7	60.8	65.4	65.5
舗装率 (%)	71.0	95.1	97.8	99.0	99.2
農道	—	—	—		
延長 (m)				37,183.0	22,667.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	146.0	52.5	53.7	51.8	44.3
林道					
延長 (m)	—	—	—	55,626.0	55,626.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	27.1	23.2	24.0	8.2	8.3
水道普及率 (%)	96.3	97.0	99.8	98.1	99.2
水洗化率 (%)	3.4	23.5	47.5	74.6	72.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	14.6	24.5	26.6	22.7	25.8

## 第4節 地域の持続的発展の基本方針

本市は、昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法をはじめとし、5次にわたって過疎地域の指定を受け、過疎対策やその他の行政施策により基盤整備がなされ、住民福祉は向上してきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行により、共同体としての生活扶助機能の低下や空き家の増加、農地山林の荒廃、地場産業の衰退など、市民の暮らしにも直結する課題が生じている。

このような中、本市が目指すべきまちづくりについては、これまで海と山野の美しい自然の中で育んできた人々の暮らしや歴史、文化をさらに充実・発展させ、未来に引き継いでいくという考えの下、このまちに生まれた方が、ふるさと阿久根にいつでも「帰ってきたくなる」ような、「心の拠り所となるまち」、また、多くの方が「行ってみたくなる」ような「魅力あるまち」をつくるため、「帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね」を市の将来像として掲げ、次の6項目を基本目標として定めている。

### 1 阿久根に産業の成長をつくる。

人材・人手不足の解消、地域資源の高付加価値化により、阿久根に産業の成長をつくる。

### 2 阿久根に人の流れをつくる。

本市の魅力を発信し、交流人口・関係人口を創出することで、阿久根に人の流れをつくる。

### 3 阿久根に家族の夢をつくる。

安心して結婚・出産・子育てできる切れ目のない支援により、阿久根に家族の夢をつくる。

### 4 阿久根に健康生活、共同の輪をつくる。

安心して地域で暮らすことができる社会を構築し、阿久根に健康生活、共同の輪をつくる。

### 5 阿久根に安全で快適な環境をつくる。

再生可能エネルギーの普及促進、社会インフラの維持・整備をすることで、阿久根に安全で快適な環境をつくる。

### 6 阿久根にデジタル生活基盤をつくる。

「誰一人取り残さない、市民にやさしいデジタル化」の実現に向けた環境づくりにより、阿久根にデジタル生活基盤をつくる。

## 第5節 地域の持続的発展のための基本目標

### 1 人口に関する目標

令和7年7月に策定した第3期阿久根市まちづくりビジョンにおいて、基準値を令和2年の人口19,270人（国勢調査）とし、令和12年の人口目標を15,418人と設定し、必要かつ効果的な施策を推進する。

### 2 将来展望を実現するための戦略

人口に関する目標を達成するために、自然減少の抑制策として、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため支援策の充実及び環境整備を図り、出生数の増加、出生率の向上につなげる。

また、若い世代の市外への流出抑制・流入促進策として、地元企業への就職支援、地域の資源・特色等を生かした産業振興を図ることで、地域内での雇用を生み出し、市外からの子育て世帯を主な対象とするU I ターンの増加に努める。

## 第6節 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、事業完了後の翌年度に内部評価及び効果検証を実施する。

また、第3期阿久根市まちづくりビジョンの主な施策等に位置付けられている事業については、阿久根市まちづくりビジョン等施策検証委員会による外部評価を行うとともに、その結果を議会へ報告、ホームページ等で公表する。

さらに、本計画を着実に推進していくために、評価等の結果に基づき、PDCAサイクルによる検証と改善に努める。

## 第7節 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 第8節 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

### 【阿久根市公共施設マネジメントの基本方針】

#### 方針1 公共施設等の適正配置と施設総量の縮減を図る

- ① 原則として建物系公共施設の新規整備の抑制
- ② 既存施設の見直しと複合化、縮減

#### 方針2 公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

予防保全型管理への転換

#### 方針3 公共施設等の効率的な管理運営を目指す

維持管理コストの最適化

## 第9節 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2016年から2030年までの国際目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

SDGsの理念は、第3期阿久根市まちづくりビジョンをはじめ、本市の過疎地域持続的発展計画で示された基本方針等にも合致するものであり、過疎地域持続的発展計画を推進することで、SDGs達成に向けた取組を推進することとする。



## 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 1 現況と問題点

#### I 移住・定住・地域間交流の促進

近年、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする「地方回帰」の潮流が高まっており、国の調査によると東京23区在住の20歳代では、約半数が地方移住への関心を示している。

また、全国的な人口減少の中、本市においても移住による「定住人口」、観光による「交流人口」だけでなく、地域と多様に関わる「関係人口」に着目し、地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりに取り組む動きが少しずつ見られるようになってきた。

持続可能な社会づくりにおいて人材の確保は必須要件であり、これからの地域づくりの担い手として、住民だけでなく移住者や地域外の人材を含めて活用していくことが重要である。

また、人口減少や少子高齢化等により、空き家が増えており、防災・防犯・衛生・景観等の面で地域課題となっている。

#### II 人材育成

人口減少、少子高齢化が急速に進行し、集落機能の低下などの問題に直面している。また、担い手不足による農業等の生産活動が減退することにより、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が低下することも懸念されている。

これらの問題を克服し、持続可能な地域社会を実現するためには、行政のみならず、地域コミュニティ、NPO、地域リーダー、企業などがそれぞれの得意分野を生かし、役割を最大限に発揮しながら、地域課題の解決等に取り組む必要がある。

また、地域コミュニティを構成する様々な主体の参画を得て地域の将来像について地域全体で合意形成を図り、住民主体による地域を運営していくためには、地域において中核的な人材となるリーダーなどの育成が必要である。

### 2 その対策

#### I 移住・定住・地域間交流の促進

本市の自然や産業など地域特性を全国に向け広く情報発信を行うとともに、移住・交流セミナーの開催や移住・交流イベントへの出展など、本市への移住に向けた気運醸成を図る。

総務省が推進する移住コーディネーター制度や地域おこし協力隊制度など各種制度を積極的に活用することで、移住者の増加につなげるとともに、効果的な活動や隊員間のネットワークの形成、隊員の更なる活動の推進や任期終了後の定着等に向けた取組を支援する。

さらに、空き家のニーズ等に関する基礎調査の実施や空き家バンク制度の活用により、移住者向けの住まいの整備や地域の交流施設としての空き家活用を促進する。

地域の豊かな自然環境や美しい景観、貴重な歴史・文化、人情味あふれる地域社会などの地域資源を生かしながら、体験型観光コンテンツによる都市と農村・漁村との交流を推進するとともに、お試し移住体験住宅を活用し、本市の魅力発信に取り組む。

友好交流協定を締結する台湾台南市善化区との交流により、鶴翔高校をはじめとする青少年の国際交流事業の推進や民間団体等の経済・文化交流事業を促進する。

## II 人材育成

地域のニーズや資源を踏まえながら、魅力的な個性ある地域づくり及び地域活動に積極的に取り組むリーダーやコーディネーター等の育成を図るとともに、市内の各種団体、NPO等と連携し、地域リーダー育成に関する連絡・調整を活発にすることで、地域リーダー同士のネットワーク形成を図る。

地域住民の現状や地域の実情を把握する「集落点検」及び「話し合い」活動に取り組むことによる住民主体の支え合い活動の活性化につなげるため、集落支援員制度の活用などにより集落での活動を促進する。

本市の伝統行事である「華の50歳組」の継承をはじめ、アクネ大使による学習の場づくりや地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成のための活動を推進し、地域を支える人材を育成する。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住	空き家改修補助事業 〔事業内容〕 市内に存する空き家の改修に対し、補助金を交付するもの 〔必要性〕 転入者の増加と定住のため 〔事業効果〕 人口減少の緩和と老朽空家の解消	市	
		空き家バンク事業 〔事業内容〕 市内に存する空き家の情報を登録し、希望者へ提供するもの 〔必要性〕 転入者の増加と定住のため 〔事業効果〕 人口減少の緩和と老朽空家の解消	市	
		地域おこし協力隊事業 〔事業内容〕 都市部から地域おこし協力隊員として移住し、地域課題の解決を行うもの 〔必要性〕 地域活性化のため 〔事業効果〕 人口減少の緩和と人手不足の解消	市	
		出会いサポート事業 〔事業内容〕 結婚を希望する方を対象に、出会いをサポートするための事業を行うもの 〔必要性〕 結婚しやすい環境づくりのため 〔事業効果〕 結婚、出産の促進	市	
		お試し移住体験事業 〔事業内容〕 移住希望者を対象に、お試し移住体験するための事業を行うもの 〔必要性〕 転入者の増加のため 〔事業効果〕 人口減少の緩和	市	

		移住コーディネーター事業 〔事業内容〕 移住希望者に、移住に関する情報提供や相談対応を行うもの 〔必要性〕 転入者の増加のため 〔事業効果〕 人口減少の緩和	市	
	地域間交流	テレワーク・ワーケーション事業 〔事業内容〕 テレワーク・ワーケーションができる環境の整備 〔必要性〕 交流人口・関係人口の増加 〔事業効果〕 移住・定住の可能性、地域経済の活性化	市	
	人材育成	集落支援員事業 〔事業内容〕 集落支援員を配置し、地域巡回等を行うもの 〔必要性〕 地域の課題を洗い出し、解決方法を探るため 〔事業効果〕 地域コミュニティの活性化	市	

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第3章 産業の振興

### 1 現況と問題点

#### I 農業の振興

本市の農業経営体数は、小規模農家を中心に年々減少している。また、地域の中心的担い手である認定農業者数は、一定の人数を確保しているものの高齢化・後継者問題は一層進行しており、新たな担い手の確保支援、半農半Xなどの新たなライフスタイルの提唱、ロボットやICTなどの先端技術を活用するなど、問題解決に向けた取組が急務である。

近年大きな問題となっている有害鳥獣等による農作物被害の増加は、荒廃農地の増加や高規格道路等に係る山林開発も相まって、令和6年度のイノシシ・シカ・アナグマなどの有害鳥獣捕獲頭数は2,000頭を超え、被害は年々深刻化している。加えて、ミカンコミバエや鳥インフルエンザ、サツマイモ基腐病などの新たな問題も発生していることから、関係機関と連携し総合的な対策に取り組むことが重要となっている。

また、策定された地域計画に基づき、農地中間管理機構を活用した担い手に対する農地の集積・集約化の促進を図り、荒廃農地発生抑制や解消に対する支援策も継続しながら、持続可能な農業を実現するため、各種取組を推進する必要がある。

令和6年度末現在、要整備面積に対するほ場整備率は、水田92.6%、畑39.3%であり、特に畑作の生産基盤の強化による農業の振興を図る必要がある。

農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い集落機能の低下、共同活動の困難化が進んでおり、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対して担い手農家だけでなく、地域全体で取り組む必要がある。

頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化が求められる。

経済のグローバル化は、国外での国産農畜産物の消費拡大が見込まれる一方、輸入される外国産農畜産物との価格競争を招き、また、世界的に頻発する異常気象の影響は、飼料・生産資材等の価格高騰を引き起こすなど、国内の農業経営・継承の先行きは不安定なものとなっている。さらに、国内の人口減少による消費市場も量的に縮小傾向であることから、持続可能な農業を実現するためには、市場規模を維持・拡大し、国内外の消費動向等を的確に把握し、これまでの取組に加え、海外への輸出、ブランド化や高付加価値化などの新たな価値を創造し、生産額の増加、所得向上へつなげることが課題である。

#### II 林業の振興

森林は、国土の保全、水資源のかん養、CO<sub>2</sub>吸収、保健休養など公益的機能を有しているほか、木材の供給源であるなど多面的な価値を持つ自然資源である。このため、本市の総面積の61%を占める森林は、健全な状態で守り育て次世代に引き継ぐべき財産であり、これを支える林業の役割は重要であるが、木材価格の長期低迷や森林所有者の経営意欲の減退などにより、適切な森林管理が行われず、森林のもつ公益的機能が低下しているところも見られる。

このため、森林所有者には持続的な森林経営を促し、適正な森林整備や維持保全を進める必要がある。（表3-1）

表 3-1 林野（森林面積）

種別	公有林				私有林	合計
	国有林	県有林	市有林	計		
林野面積	1,424ha	18ha	665ha	2,107ha	6,042ha	8,149ha
人工林	978ha	9ha	537ha	1,524ha	2,866ha	4,390ha
人工林率	68.7%	50.0%	80.8%	72.3%	47.4%	53.9%

（資料：農林業センサス）

きのご類などの特用林産物の生産高は横ばいであり、また、ヒサカキについては地域によって栽培が盛んであることから、今後増産が期待される。

タケノコについては、農山村地域における重要な収入源であるとともに農山村地域の活性化に資する重要な役割を果たしており、竹パルプの原料や竹バイオマス発電などの竹材利用も必要である。

林道は、17路線の延長55,626mで、舗装率は87.2%と高率ではあるが、未改良及び未舗装区間の用地承諾が進んでおらず、基幹施設としての役割が十分果たされているといえない状況にある。

### Ⅲ 水産業の振興

本市の沿岸や沖合、甕島周辺には天然礁が多く存在し、魚の餌となるプランクトンが定着しやすいことから、回遊性のイワシ・アジ・サバ類をはじめ多様な漁業資源に恵まれてきたが、平成5年度をピークに漁獲量は減少し、現在はおおむね1万トン台の水揚げに落ち込んできている。そのような中、過去5年間の魚種別水揚実績（表3-2）を見ると、イワシ・アジ・サバ類で9割を占め、特に近年マイワシの水揚げが大幅に伸びており、国においても資源量の増加が予測されていることから、今後の水揚量の増加が期待される。

また、本市沿岸の水産資源の増加を図るため、藻場の保護や休漁日の設定などにより資源管理型漁業を推進するとともに、増殖礁の整備やいかしば（イカの産卵床）の設置に取り組んでおり、特に、いかしばの設置に当たっては、海と山の関係者が連携し、全国的には珍しい放置竹林の竹を利用した“たけしば”設置の取組も進められてきており注目を集めている。

全国的に磯焼けが問題とされる中、本市では食害生物であるウニや植食性魚類の駆除に取り組んでいるが、近年の海水温上昇による植食性魚類の活動期間が長期化しており、藻場の回復に至らない現状である。

漁業就業者数の動向については、正組合員及び准組合員ともに減少傾向にあり、その要因としては、漁業参入による組合への加入者の数以上に高齢による漁業者の離職者数が多いことが挙げられる。年齢別漁業就業者数については、令和7年4月1日時点で60歳以上の就業者が全就業者数の77.8%を占めており、後継者の育成及びその対策が喫緊の課題となっている。

漁獲物の付加価値向上の取組として、平成18年3月に完成した高度衛生対応型市場が「優良衛生品質管理市場」の認定を受け、安全・安心な水産物であることを県内外にPRしているが、今後は、活け締め技術の普及による鮮度保持の取組強化など、更なる魚価の向上に取り組む必要がある。

漁港施設の整備については、施設の老朽化に伴う長寿命化を図るとともに、岸壁ひさしの整備など関係者が利用しやすい港としての整備を進め、良好な施設の維持管理に引き続き努めているが、地元漁協が平成初期に整備した冷蔵施設等が経年劣化により機能低下していることから、本市における水揚げの維持・増加を図るため計画的に更新を進める必要がある。

表 3-2 魚種別水揚実績

(単位：t)

魚種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イワシ類	6,368	3,220	4,674	9,858	9,946
アジ類	1,423	1,874	2,524	1,830	1,552
サバ類	4,002	2,197	3,657	1,898	1,564
タイ類	127	107	190	38	31
伊勢えび・カニ類	143	146	87	128	84
イカ・タコ・貝類	53	41	31	37	21
海藻類	0.1	4.0	0.0	0.0	0.0
その他水産物(ウニ類、貝類)	6	6	6	4	12
その他魚類	970	961	858	760	459
計	13,092.4	8,555.5	12,027.4	14,553.3	13,669.2

#### IV 地場産業の振興

本市の地場産業は、従来から第一次産品を加工した第二次産品が多く、令和3年経済センサスによると、製造業の事業所数47事業所のうち食料品は29事業所で61.7%、従業員者数は65.9%、出荷額は88.9%を占めている。

しかし、多くの食品関連事業所が占める本市の地場産業においては、人口減少等による国内の食料需要の縮小や経済のグローバル化による輸入製品の台頭により、依然として厳しい状況が続いている。

本市は、これまで「アクネうまいネ自然だネ」を統一ブランドとし、地域資源を活用した新商品開発や販路拡大の支援に努めてきたが、市内地場産業を取り巻く厳しい状況を乗り越えるためには、今後も新商品開発と販路拡大の支援を積極的に行い、消費者ニーズに即した商品や販売体制の構築に取り組んでいく必要がある。

また、国内需要が伸び悩む中で、新たな販路拡大として海外市場も視野に入れた輸出事業等の展開も必要である。

#### V 企業の誘致対策

将来的に南九州西回り自動車道をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークの形成が期待される中、工場等の新設・増設などは、雇用機会の創出による地域経済の発展に大きく寄与することから、用地取得等の検討段階から操業後における事業展開を支援する取組の深化が必要である。

本市は山間部が多く、企業立地の用地提供に課題があることから、柔軟な支援体制を構築するため、立地環境の整備と同時に支援制度の見直しが必要である。

## VI 起業の促進

本市においては、人材、人手不足等に伴う既存事業の市場縮小など、働く場が少ないことを要因の一つとして、若者や子育て世代の域外への流失、それに伴う少子高齢化と人口減少が顕著な状況にあり、比例して商工業事業者も減少し、新たな起業者も少ない状況にある。

しかしながら、地域経済を支えているのは多くの商工業事業者であり、事業者の減少が商工業、地域経済の衰退につながるものである。

このことから、今後、市内での起業を促進し、市の産業の活性化を図るため、市内で新たに創業する者に対して支援を行う必要があるが、地域間競争が激化する中では、創造的かつ新分野への進出を図る企業の育成が課題であり、そのためには、研究開発から事業化までの技術面、資金面、経営面等に対して総合的な支援が必要である。

本市では、国・県等の起業支援制度に併せて、創業支援や商工会議所が設置している中小企業相談所と連携し、経営相談指導等を実施しているが、社会情勢の変化に伴い、相談内容も多様化してきているため、個々の事業内容等に対応したきめ細やかな支援を行うことが必要である。

## VII 商業の振興

本市の商業は、年々事業所数が減少し、比例して年間商品販売額も減少している。

この背景には、少子高齢化や人口減少等の影響に加え、大規模な駐車場を備えた大型商業施設への買い物客の一極集中や交通網の発展による域外での消費行動が促進されたことが一つの要因と考えられる。

一方で、自家用車での移動が主流となる地方では、駐車場が完備されていない商店街等からの客離れが顕著である。

結果、全国的な問題でもあるが、商店街等の衰退による空き店舗が増加、担い手不足など、商業を取り巻く情勢は厳しい状況にある。

商業を担う商店街等を活性化し、商業の再生を図るためには、消費者ニーズに対応した特色ある店舗づくりを行うとともに、空き店舗活用等を図るなど、商店街等の活性化を組織的に取り組むことが重要であるが、リーダー的人材や後継者不足等により、先進的かつ活発な議論がなされない状況にある。

## VIII 観光又はレクリエーション

本市は、黒之瀬戸海峡を臨む梶折鼻、3 kmの砂浜が続く脇本海岸、県指定名勝である牛之浜海岸などの東シナ海に面した海岸線と阿久根大島などからなる阿久根県立自然公園、番所丘公園、道の駅阿久根、にぎわい交流館阿久根駅、寺島宗則記念館などの観光施設等を有している。

また、近年、市内事業者等による様々な体験型観光コンテンツが開発され、多彩な体験が実施されてきている。

今後、観光客の滞在時間を延ばし、更なる観光客の増加を図るため、引き続き、体験型観光の推進、観光施設等の機能充実を行うことが必要である。

## 2 その対策

### I 農業の振興

新たな担い手の確保対策として、国や市独自の新規就農支援事業の継続・拡充の検討や営農・技術面で関係機関と連携を図り、経営が軌道に乗るよう定期訪問や面談等を推進する。また、作業の省力化、効率化を進める農家に対しては、国県などの支援策の紹介や情報提供を行い、安定した経営に取り組めるよう支援する。

有害鳥獣等による農作物被害対策については、既存の事業継続や新たな支援策の検討を進め、関係機関と連携し、少しでも被害を抑制できるよう努める。

持続可能な力強い農業を実現するため、地域農業の在り方等を解決していくための「未来の設計図」となる「地域計画」の継続的な話し合いと見直しを推進し、農地中間管理事業を活用した農地の貸借や集積・集約化を進めるなど、生産基盤の強化に努める。

さらに、生産基盤の強化に関しては、かんがい施設と一体化した畑地の整備による高収益作物の導入、地域活性化やICT等を活用した超省力・高品質生産を実現するスマート農業等の環境整備を図る。また、6次産業化や農商工連携の推進、関係機関と連携した農畜産物のブランド・高付加価値化や販路の拡大・消費促進策に取り組む。

地域の特色を生かした地域共同で行う農業・農村の多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援し、多様な人が住み続けられる農村の振興を図る。

農業用施設の長寿命化対策、ハードとソフトを組み合わせた防災・減災対策、防災重点ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価に基づいた防災工事を推進する。

### II 林業の振興

森林所有者に持続的な森林経営を促し、伐採跡地への再生林や間伐等の適正な森林整備及び維持保全等に努めることが必要である。それには、国の政策である森林経営管理制度や森林環境譲与税の活用により、適切な森林の管理が行われていない森林に対して、森林所有者の意向に沿った森林整備を進めるため、市による意向調査や現地調査から集積や集約化を図り、市と林業事業者による維持保全等に努めていくものである。

特用林産物では、きのこ類及びヒサカキに加え、特にタケノコが重要な収入源であることから、市では、市内業者におけるパルプ用竹材の購入価格の一部助成を行い、竹林の改良を進め、タケノコ・竹材の生産増大を図る。

林道については、未改良及び未舗装区間の用地承諾が進んでおらず、基幹施設としての役割が十分果たされているといえないが、林道利用者の通行に支障を来さないように必要に応じて維持管理を行う。

### III 水産業の振興

魚価の価格安定による漁家所得の向上を図るため、後継者の確保に努めつつ生産組織の充実強化・育成を推進し青壮年漁業者が担い手として定住し、高齢者も生きがいをもって漁業ができる地域社会を築くため、労働環境の改善を図る。

漁獲物の付加価値を高めるため、高度衛生対応型市場で取り扱われた安心安全な水産物の更なる価値向上に向け、活け締め技術の普及など関係者の衛生管理及び鮮度保持の意識の確立を図る。

漁港施設及び漁港海岸施設は、「漁港施設長寿命化計画」に基づき維持管理に努めるとともに、関係者が利用しやすい港として整備を進め、漁港機能の強化を図る。

#### IV 地場産業の振興

消費者ニーズに対応した商品開発及び販路拡大等を促進し、市内地場産業の振興と地域経済の発展を図るため、地域の資源を生かした新商品開発や施設整備等への支援を行う。

県内外で開催される商談会や物産展等への参加を促進し、また、市内事業者と連携し、市外での新たな阿久根物産展の開催を目指した取組を強化する。

さらに新たな販路拡大として海外市場への展開を図るため、事業者や近隣自治体等、相互の連携を図りながら広域的な輸出事業を展開する。

#### V 企業の誘致対策

産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、立地推進対象業種を中心に関係機関との連携により、企業の進出動向等の情報収集に努め、立地優遇措置の積極的なPRを図る。また、地元企業の規模拡大や起業家の創業による立地を支援するとともに、本市独自の有利性を持った支援制度を確立する。

#### VI 起業の促進

起業を促進するため、商工会議所が創業支援事業計画に基づき実施する創業セミナー、経営指導等を受講した事業者に対して、起業に係る経費の一部を助成し、事業経営の安定化を図る。

中小企業者からの多様な要請に応えるため、商工会議所と連携し、商工会議所が実施する指導・相談事業の基盤強化に努め、さらに中小企業が安定的で健全な経営を図るため、県中小企業制度資金等の利子や鹿児島県中小企業制度資金の保証料の一部を助成する。

国・県が実施する事業情報提供や支援事業の活用を図り、新商品開発や新分野への進出を促進する。

#### VII 商業の振興

商業を担う商店街等の活性化を図るため、商工会議所等と連携し、消費者ニーズに対応した特色ある店舗づくりや商業イベントを開催するなど、地域の創意工夫に基づいた取組を支援する。

また、特色ある店舗づくりを支援するため、関連セミナー等への積極的な参加を呼びかけ、店舗改装等のノウハウ習得による中核的リーダーの育成を図る。

アーケードの適切な管理など、消費者が利用しやすい商店街周辺の整備等を支援し、商店街等の利用促進を図る。

#### VIII 観光又はレクリエーション

観光消費の最大化及び市内経済の活性化を目的として、多様化する観光ニーズに対応し、観光客の滞在時間を延長し、さらには宿泊につなげるため、引き続き、「ヒト・モノ・コト」のあらゆる地域資源を活用した体験型観光コンテンツの開発に取り組む。

また、インバウンドを含めた観光客の増加、受入体制の向上を目的として、観光施設の機能充実

をはじめ周辺環境の整備、効果的な情報発信に取り組む。

なお、滞在時間や消費額を増やしていくためには、本市の「強み」を生かした取組を計画的に進めていく必要があるため、観光推進組織である株式会社まちの灯台阿久根とともに、地域おこし協力隊や関係団体・事業者と連携しながら観光振興施策に取り組んでいく。

南九州西回り自動車道の全線開通を見越して、交流人口の増加に資するため、（仮称）大川 I C に隣接する「サンセット牛之浜景勝地」の道の駅の整備に向けた取組を進める。

番所丘公園をはじめとする公園等については、施設の老朽化が利用者に支障を来していることや全国的に施設利用において事故が多発していることから必要に応じ軽微な修繕等を行い、公園施設長寿命化計画に基づき施設の改築や更新を図り、安全・安心に利用できる施設の維持管理に努める。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間地域等直接支払交付金	市		
		多面的機能支払交付金	市		
		農業経営高度化支援事業（ハード内ソフト）阿久根南部地区	市		
		農業競争力強化基盤整備事業（阿久根南部地区）	県		
		農村地域防災減災（農村災害）事業（阿久根北部地区）	県		
		農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）一般整備型 奥園溜池地区	県		
		農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）一般整備型 長谷溜池地区	県		
		農用水資源開発調査	県		
		中津原地区農地用排水施設整備事業	県		
		活動火山周辺地域防災営農対策事業	県		
		土地改良施設維持管理適正化事業	市		
		農地整備実施計画策定（基盤実計）折多地区	県		
		農地整備事業（通作条件整備）保全対策型 脇本中央地区	県		
		農業水路等長寿命化・防災減災事業牛之浜地区	市		
		かごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）	市		
	林業	作業道急坂部舗装事業	市		
		林道維持管理事業	市		
		漁港流通基盤整備事業	県		
	(2) 漁港施設				
	(3) 経営近代化施設 水産業	種子島周辺漁業対策事業	北さつま漁業 協同組合		

(9) 観光又はレクリエーション	公園施設長寿命化対策事業	市	
	阿久根大島公園施設整備事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業経営基盤強化資金利子助成事業 〔事業内容〕 農業経営基盤強化資金の借入者に対し、利子助成金を交付するもの 〔必要性〕 農業者の農業経営の基盤強化、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成のため 〔事業効果〕 農業者、農業経営体の経営安定化	県・市	
	鳥獣被害対策実践事業 〔事業内容〕 有害鳥獣の捕獲活動や侵入防止柵等の整備に対し補助を行うもの 〔必要性〕 農作物等の生産、安定供給のため 〔事業効果〕 農業被害の軽減	市	
	果樹苗木購入事業 〔事業内容〕 本市で栽培される柑橘類の普及促進を図るため、苗木購入に対し補助を行うもの 〔必要性〕 柑橘類を安定供給し、市場での需要を高めるため 〔事業効果〕 農業の振興	市	
	壮年世代新規就農者支援事業 〔事業内容〕 経営の不安定な就農初期段階の壮年世代である新規就農者に対し、経営が軌道に乗るまでの間、支援を行うもの 〔必要性〕 就農当初は、初期投資が大きく、生活基盤に影響があるため 〔事業効果〕 壮年世代の新規就農者の経営安定化	市	
	新規就農者支援対策事業 〔事業内容〕 経営の不安定な就農初期段階の研修生に対し、経営が軌道に乗るまでの間、支援を行うもの 〔必要性〕 就農当初は、初期投資が大きく、生活基盤に影響があるため 〔事業効果〕 新規就農者の経営安定化	市	
	農作物鳥獣被害防止施設整備事業 〔事業内容〕 鳥獣被害を防止するため、防止柵、防鳥網の設置に要する費用の一部を補助するもの 〔必要性〕 農業生産意欲の維持向上を図るため 〔事業効果〕 農地保全、農業生産額の増加、経営安定化	市	
	ジャンボタニシ駆除対策事業 〔事業内容〕 水稻栽培におけるジャンボタニシの食害を防止するため、薬剤購入に係る費用の一部を補助するもの 〔必要性〕 水稻食害防止を行うことで水稻生産農家の経営安定を図るため 〔事業効果〕 農地保全、農業生産額の増加、経営安定化	市	

<p>連作障害対策土壌消毒事業</p> <p>〔事業内容〕 連作障害を防止するため、薬剤購入に係る費用の一部を補助するもの</p> <p>〔必要性〕 同一ほ場で基幹作物の生産を継続する上で、収量を安定させるため</p> <p>〔事業効果〕 農業者の経営安定化</p>	市	
<p>かごしまの農業未来創造支援事業（産地づくり対策）</p> <p>〔事業内容〕 農業者で組織する団体に対し、機械の共同利用を支援するもの</p> <p>〔必要性〕 過剰な設備投資を控え、経営リスクを軽減するため</p> <p>〔事業効果〕 農業者の経営安定化</p>	県・市	
<p>機構集積協力金交付事業</p> <p>〔事業内容〕 農地の集積を図るため、農地を貸し付けた者へ助成等するもの</p> <p>〔必要性〕 担い手の農地集積、集約化を支援するため</p> <p>〔事業効果〕 農業の競争力強化、生産コストの削減</p>	市	
<p>農地中間管理機構事業</p> <p>〔事業内容〕 農地中間管理機構が農地を借り受け、地域農業における担い手へ農地を貸し付けるもの</p> <p>〔必要性〕 農地の集積・集約化と、荒廃農地の発生を防止するため</p> <p>〔事業効果〕 農業の競争力強化、生産コストの削減</p>	市	
<p>子牛生産出荷奨励事業</p> <p>〔事業内容〕 市内の畜産経営者に対し出荷に係る経費の一部を補助するもの</p> <p>〔必要性〕 畜産経営の安定的発展のため</p> <p>〔事業効果〕 産業の振興</p>	市	
<p>市内産素畜導入事業</p> <p>〔事業内容〕 市内産の子牛を肥育素牛として購入する場合に補助するもの</p> <p>〔必要性〕 市内産の子牛を素牛として積極的に導入してもらうため</p> <p>〔事業効果〕 畜産業の振興</p>	市	
<p>農業栽培施設運營業務</p> <p>〔事業内容〕 農林業に関する技術の普及、向上を図るため新品種試験等を行うもの</p> <p>〔必要性〕 生産者の所得向上及び技術向上を図るため</p> <p>〔事業効果〕 農林業の振興</p>	市	
<p>農業用機械等購入支援事業</p> <p>〔事業内容〕 農業用機械又は農業用施設等を購入する経費の一部を補助するもの</p> <p>〔必要性〕 次世代の農業従事者の育成・確保を図るため</p> <p>〔事業効果〕 農林業の振興</p>	市	

<p>かごしまの竹で育む産地づくり事業</p> <p>〔事業内容〕 タケノコ・竹材生産林の整備等に対し、補助するもの</p> <p>〔必要性〕 たけのこの生産体制の強化や竹林資源の有効活用の促進を図るため</p> <p>〔事業効果〕 農林業の振興</p>	<p>県・市</p>	
<p>かごしまの特用林産物産地づくり事業</p> <p>〔事業内容〕 タケノコ・竹材を除く特用林産物の生産拡大に要する経費に対し、補助するもの</p> <p>〔必要性〕 特用林産物の生産拡大を図るため</p> <p>〔事業効果〕 農林業の振興</p>	<p>県・市</p>	
<p>有害鳥獣捕獲事業</p> <p>〔事業内容〕 有害鳥獣の捕獲実績に応じた謝金を交付するもの</p> <p>〔必要性〕 イノシシ、シカ等による農林産物被害を防止するため</p> <p>〔事業効果〕 農林業の振興</p>	<p>市</p>	
<p>竹林改良促進支援事業</p> <p>〔事業内容〕 竹材の搬出に対し、補助するもの</p> <p>〔必要性〕 放置竹林を解消し、竹林改良に必要となるため</p> <p>〔事業効果〕 放置竹林面積の減少、竹材の安定供給</p>	<p>市</p>	
<p>放置竹林解消等奨励交付金事業</p> <p>〔事業内容〕 竹林の貸借を行う者に奨励金を交付するもの</p> <p>〔必要性〕 タケノコの生産増大に資するため</p> <p>〔事業効果〕 放置竹林の解消及び発生防止</p>	<p>市</p>	
<p>松くい虫特別防除事業</p> <p>〔事業内容〕 阿久根大島の松くい虫を防除するため薬剤を散布するもの</p> <p>〔必要性〕 阿久根大島の松林を守るため</p> <p>〔事業効果〕 景観の保全</p>	<p>市</p>	
<p>森林環境譲与税事業</p> <p>〔事業内容〕 森林所有者に対する活用の意向調査を行うもの</p> <p>〔必要性〕 森林の間伐等の整備を促進するため</p> <p>〔事業効果〕 森林の健全な保全</p>	<p>市</p>	
<p>種苗放流事業</p> <p>〔事業内容〕 水産資源増殖のため種苗放流を行うもの</p> <p>〔必要性〕 水産資源の保護と増殖を行うため</p> <p>〔事業効果〕 漁業者の経営安定化</p>	<p>市</p>	

商工業・6次産業化

<p>磯焼け対策事業 〔事業内容〕 磯焼けが継続している水域における食害生物の密度管理 〔必要性〕 藻場の再生を図るため 〔事業効果〕 漁業生産力の向上</p>	市	
<p>いかしば設置事業 〔事業内容〕 イカ類の産卵床となるいかしばを人為的に設置するもの 〔必要性〕 イカ類の資源保護と資源の増大を図るため 〔事業効果〕 漁業資源の保護</p>	市	
<p>漁業後継者就業支援事業 〔事業内容〕 自営漁業に就業する青年に支援金を交付するもの 〔必要性〕 就業当初は、初期投資が大きく、生活基盤に影響があるため 〔事業効果〕 新規就業者の経営安定化</p>	市	
<p>水産物流通対策事業 〔事業内容〕 大型外来船が阿久根漁港へ水揚げする際、氷に要する経費の一部を補助するもの 〔必要性〕 阿久根漁港への水揚量の増加を図るため 〔事業効果〕 水産業の振興</p>	市	
<p>漁業操業効率化推進事業 〔事業内容〕 省エネルギー・省コストにつながる機器の導入やエンジンのオーバーホールに要する経費の一部を補助するもの 〔必要性〕 阿久根漁港への水揚量の増加を図るため 〔事業効果〕 水産業の振興</p>	市	
<p>商工業者事業拡大・拡充支援事業 〔事業内容〕 新商品開発や生産性向上の取組等に係る経費の一部を補助するもの 〔必要性〕 事業拡大・拡充を支援することにより産業振興を図るため 〔事業効果〕 商工業の振興、地域経済の活性化</p>	市	
<p>物産品販路拡大事業 〔事業内容〕 商談会等への出展に係る経費の一部を補助するもの 〔必要性〕 出展意欲を高め、本市特産品の販路拡大につなげるため 〔事業効果〕 商工業の振興、地域経済の活性化</p>	市	
<p>薩摩国輸出促進協議会事業 〔事業内容〕 近隣自治体との相互連携により、貿易事業を促進するもの 〔必要性〕 広域的な連携による経済浮揚を図るため 〔事業効果〕 商工業の振興、地元経済の活性化</p>	市	

観光	創業支援事業 〔事業内容〕 市内での創業を促進するため、経費の一部を補助するもの 〔必要性〕 新たに創業しようとする者を増やすため 〔事業効果〕 商工業の振興、地元経済の活性化	市	
	特定地域づくり事業協同組合運営支援事業 〔事業内容〕 特定地域づくり事業協同組合の運営に係る経費の一部を補助するもの 〔必要性〕 地域産業の担い手を確保するため 〔事業効果〕 商工業の振興、地元経済の活性化	市	
	阿久根みどこい祭り実施事業 〔事業内容〕 阿久根みどこい祭りを開催する団体に対し補助金を交付するもの 〔必要性〕 本市の魅力を情報発信し、地域の活性化を図るため 〔事業効果〕 交流人口の増加	実行委員会	
	体験型観光コンテンツ開発等事業 〔事業内容〕 体験型観光コンテンツの開発及び改良を行う者に対し補助金を交付するもの 〔必要性〕 地域の魅力を発信し観光の振興を図るため 〔事業効果〕 交流人口の増加	市	
	阿久根大島公園管理運営事業 〔事業内容〕 阿久根大島公園に係る各種管理運営業務を行うもの 〔必要性〕 観光資源の一つとして阿久根大島公園を適正に管理するため 〔事業効果〕 観光客、交流人口の増加	市	
	にぎわい交流館阿久根駅運営事業 〔事業内容〕 にぎわい交流館阿久根駅に係る各種管理運営業務を行うもの 〔必要性〕 観光資源の一つとしてにぎわい交流館阿久根駅を適正に管理するため 〔事業効果〕 観光客、交流人口の増加	市	
	まちづくり人材誘致・発掘事業 〔事業内容〕 ビジネスコンテストの実施、まちづくり事業等の起業支援を行うもの 〔必要性〕 地域資源等を生かした魅力的な事業・取組を展開するため 〔事業効果〕 観光客、交流人口の増加	市	
	農村環境改善センター管理事務事業	市	
	農業水路等長寿命化・防災減災事業麓ヶ迫地区	市	
	県営防災ダム事業高松地区	県	
(11) その他	港湾改修事業	県・市	

#### 4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進地域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」の「2 その対策」及び「3 事業計画」のとおり

#### 5 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第4章 地域における情報化

### 1 現況と問題点

地域においては、持続可能な地域社会の実現に向け、様々な情報通信技術等の可能性を活用して地域コミュニティの課題の解決に取り組むことが求められている。中でも、5Gをはじめとした携帯電話基地局や光ファイバなどのICT（情報通信技術）インフラは、地域コミュニティの課題を解決し、地域活性化を図るための基盤としてその重要性がますます高まっている。

地域における情報化については、市民の誰もが格差なくICTの恩恵を享受できる環境を構築するため、各種の情報通信ネットワークの整備とICTに精通した人材の育成・確保が急務となっている。

### 2 その対策

市民生活の利便性の一層の向上を図るため、行政サービスや保健・医療・福祉、教育、生活、環境、交通等の生活分野における情報化を進める必要がある。

このため、マイナンバーカードを活用した各種行政手続の電子化やICTを活用した遠隔医療の推進、市民にとって利便性が向上する多様なデジタル社会の実現に向けた取組を進める。

また、担い手不足の解消も含め、地域産業の一層の振興を図るため、農林水産業、工業、商業・サービス業、観光等における情報化を進める。

さらには、先端技術を使いこなし、地域資源も活用した新たなビジネスを創造できる人材を育成・確保するための方策を検討する。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 デジタル技術活用	行政手続のオンライン化事業 〔事業内容〕 マイナンバーカードを用いて行政手続をオンライン化することで、省力化を図るもの 〔必要性〕 住民サービスの向上 〔事業効果〕 窓口への来庁が不要、時間短縮	市	

### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

### 1 現況と問題点

#### I 交通体系の整備

高速交通体系においては、南九州西回り自動車道の川内隈之城道路が平成27年3月に薩摩川内水引ICまで延伸したところである。

一方、出水阿久根道路も平成29年11月に全線開通し、阿久根IC～薩摩川内水引IC間の阿久根川内道路約22.4kmが平成27年4月に新規事業化され、計画的に整備が進んでいる状況である。

また、北薩横断道路は、平成31年3月に泊野道路、令和6年3月には広瀬道路が供用開始された。さらには、令和3年3月に宮之城IC（仮称）を経由する佐志IC～さつま泊野IC間の宮之城道路約10kmが事業化されている。また、阿久根高尾野道路が平成28年4月に新規事業化されたことから、早期完成に向けて関係機関への要望・要請を行っていく必要がある。

高速交通体系が整備されることにより、地域間の交流が促進されるとともに、産業振興に寄与することから、各種団体及び沿線市町と連携し、全線開通に向けた整備促進を関係機関へ働きかけていく必要がある。

市内道路の中心動脈である国道3号及び国道389号は、路面の舗装改良や法面の保護が行われ、通行車両の安全確保と円滑化が図られている状況にある。また、歩行者の安全確保を図るため、通学路点検等を踏まえた要望活動を行い、歩道整備事業の実施や検討が進められていることから、引き続き整備要望を推進し、歩行者の安全向上を図っていく必要がある。

県道は、阿久根東郷線の市街地部分である街路の上野羽田線が国道3号と接続し、南九州西回り自動車道阿久根ICとの安全で円滑な通行の確保が図られた。今後は、脇本赤瀬川線において、整備区間となった根比工区の整備推進と未改良で通行の支障となっている区間の整備計画を推進する必要がある。

市道は、通行車両の増加や大型化に伴う槁之浦深田線や赤剝線の整備が完了し、折口大辺志線や不動下線、黒之瀬戸線等の事業が進んでいるところである。

市街地においては、一部区間においてアーケードの撤去が行われたことから、歩行者等の夜間における安全確保や公共交通機関利用者の利便性の向上に向けた整備の要望を行っていく必要がある。

市道改良や舗装整備は、社会資本整備総合交付金事業を利用し年次的な計画に沿って整備を推進しているが、維持修繕的な要望は依然として数多く寄せられている状況にある。

農道（集落道）は、農業分野における生産基盤の根幹をなす社会資本であるとともに農村地域の人々の生活道路としても重要な役割を担っていることから、必要な維持管理をはじめ、交差点や線形改良を行う。また、農道橋については、機能診断を実施し、長寿命化対策工事を推進する必要がある。

#### II 交通確保対策

肥薩おれんじ鉄道は、開業2年目の平成17年度から減価償却前赤字を計上しており、平成25年3月に運行を開始した観光列車「おれんじ食堂」や消費税増税に伴う駆け込み需要の影響により一時的な乗客の増加を見たが、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、令和2年7月豪雨による多額の災害復旧工事費負担など、依然として厳しい経営状況が続いている。沿線市の人口減少や少子高齢化が進み、今後もさらに厳しい経営が予想されるため、安定的な乗客の確保と県内外からの誘客

につながる取組の強化が必要である。

路線バスは、幹線道路に佐潟口～水俣間、阿久根新港～隈之城間、阿久根市役所～空港間及び佐潟口～平尾間の4系統が運行されているが、利用者の減少により運行の維持が困難になってきており、生活交通路線維持費補助金を交付している系統もある。

また、こうした公共交通機関のバス停や駅から離れた地域に居住し、交通手段がない高齢者などは、移動手段が限られ、日常の通院や買い物等に不便を感じている。このため、現在、市内10地区で乗合タクシー事業を、市内全域で福祉タクシー事業を行っている。今後も、交通弱者の交通手段を確保し、同時に経済的負担を軽減することにより、暮らしやすい生活環境を整えることが課題である。

## 2 その対策

### I 交通体系の整備

高速交通体系及び高規格道路の整備促進については、各種協議会等に積極的に参加し、国や県等に対し要望・要請の強化を図る。

国道、県道については、計画的な整備改善が図られるよう引き続き関係機関と連携し、所要箇所の改善に努める。

市道については、南九州西回り自動車道や国道、県道等に機能的に接続する道路網の整備に努めることとし、改良や補修の整備を推進する。特に改良整備については、国庫補助事業を活用し、産業振興をはじめ、生活道路としての利便性向上と災害等における緊急車両等に対応できる道路改良や通学路等への歩道設置などを行うほか、交通弱者に優しいバリアフリーなど道路環境に配慮した安全で快適な道路の整備に努める。

また、老朽化が進む橋りょうについては、安全・安心の確保を推進するため、橋りょう点検を実施するとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた改修に努める。

### II 交通確保対策

肥薩おれんじ鉄道については、地域住民の重要な交通機関であるとともに観光等による交流人口の拡大において重要な役割を担っていることから、主要駅である阿久根駅から二次交通（路線バス、乗合タクシー、カーシェアリング等）への乗継利便性向上のための取組（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、周知方法の改善等）や公共交通の利用促進に向けたイベントを開催し、日常生活・観光両面からの利用促進やマイレール意識の醸成に努める。

市民生活を支える路線バスの維持・確保に努め、利用者の利便性が向上するよう支援を行う。また、公共交通機関による輸送サービスが確保されていない交通空白地域については、乗合タクシーや福祉タクシーなど住民の交通手段の確保を図るとともに、地域における公共交通の在り方を総合的に検討し、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築する。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路改良事業	市		
		舗装改修	市		
		道路改修	市		
	橋りょう	橋りょう修繕	市		
		橋りょう点検	市		
		橋りょう長寿命化計画策定	市		
		作業道急坂部舗装事業	市	再掲	
	(3) 林道	林道維持管理事業	市	再掲	
		(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	乗合タクシー運行補助事業 〔事業内容〕 事業者に乗合タクシーを委託して運行するもの 〔必要性〕 移動手段の確保のため 〔事業効果〕 交通空白地等の解消等	市	
			地域間幹線系統確保維持事業 〔事業内容〕 幹線を運行するバス事業者に補助するもの 〔必要性〕 移動手段の確保のため 〔事業効果〕 路線バスの維持	市	
			出水駅蔵之元港間シャトルバス運行補助事業 〔事業内容〕 出水駅から蔵之元港までの間を運行するシャトルバスに対し、天草市を通じて補助するもの 〔必要性〕 天草・出水地域の振興のため 〔事業効果〕 観光交流人口の増加	市	
			肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業 〔事業内容〕 肥薩おれんじ鉄道に対し経営支援のため補助するもの 〔必要性〕 移動手段の確保のため 〔事業効果〕 鉄道路線の確保、観光交流人口の増加	市	

### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第6章 生活環境の整備

### 1 現況と問題点

#### I 水道施設の整備

上水道は、令和6年度末現在、給水戸数9,474戸、給水人口17,786人、年間有収水量2,628,178m<sup>3</sup>となっている。

安全で良質な水に対するニーズが高まる中、生活に欠かせない水の安定供給がますます重要となる一方で、近年、人口減少と節水型機器の普及による使用量の減少から有収水量は減少傾向にあるものの、今後も需要を満たす水源の確保はもとより、限りある水資源の有効利用を図り、水質保全、各種施設の整備等併せて合理的な運営に努める必要がある。

共同水道は人口の少ない地区にあり、その施設の老朽化と集落の人口減少とともに高齢化が進んでいることから、水質の安全性、維持管理及び運営に支障を来している。

#### II 下水処理施設の整備

本市の生活排水処理対策は、阿久根市生活排水処理基本計画（第7次改訂）に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進しており、令和6年度末までに3,754基が整備され、公共用水域の水質保全が図られている。

公共用水域における水質検査においては、令和6年度末における汚水処理人口普及率70.65%、処理人口12,722人となっている。

公共下水道は面的な整備ができ、計画的な汚水処理が可能であるが、本市は地形的な条件や財政状況、人口減少などから整備は困難な状況である。そこで、家庭や施設ごとに設置でき、公共下水道と同等の処理能力を有する合併処理浄化槽の整備を図っているところであり、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、今後の整備をいかに推進するかが課題である。

#### III 一般廃棄物処理対策

ごみ・し尿処理については、一般廃棄物処理実施計画に基づき、出水地区2市1町で構成する北薩広域行政事務組合で共同処理されている。

家庭系一般廃棄物については可燃ごみを週2回、プラスチック製容器包装及び紙類は週1回、不燃ごみ及び空き缶は月2回、ごみステーションに排出されたものを、また、びん類、ペットボトル及びトレイについては、市が委嘱する環境美化推進員の立会指導の下、月2回リサイクルステーションに排出されたものを市が委託する業者により収集運搬して、環境センター等に搬入している。

また、事業系一般廃棄物については、事業者自らが市の許可業者に委託することにより処理している。

し尿及び浄化槽汚泥については、市内の3許可業者で収集運搬を行い、衛生センターに搬入し、処理されている。令和2年度から令和6年度までの5年間の平均処理量は、し尿が約4,377k<sup>0</sup>、浄化槽汚泥が約10,573k<sup>0</sup>であり近年は減少傾向となっている。

平成26年10月からは、分別によるごみ減量化及び資源循環型社会の形成を目指し、生ごみ堆肥化事業に取り組んでおり、現在64区で実施している。

その成果もあり、当該事業に取り組んで以降は、可燃ごみが減少傾向にあり、令和6年度における可燃ごみの排出量は、4,904 t と生ごみ堆肥化事業開始前である平成25年度の可燃ごみの排出量

6,943 tと比較し、約25%削減されている。しかし、可燃ごみとして生ごみが排出される事例も多いことから、分別の徹底を指導するなど、ごみ減量化は喫緊の課題である。

また、令和3年4月に新焼却施設が本格的に稼働し、北薩広域行政事務組合構成2市1町の年間処理量を21,000 tと想定し建設されているが、令和6年度の処理実績は2市1町合わせて21,250 tであることから、各市町とも引き続きごみの減量に努める必要がある。

#### IV 火葬場

阿久根市葬斎場「佛石の里」の使用状況は令和6年度実績で406件であり、施設の管理運営については、平成20年度から指定管理者制度により、民間のノウハウと活力を導入しているところである。

しかしながら施設については、平成8年の竣工から30年が経過し至るところで老朽化が進んでいることから、改修を実施し長寿命化を図る必要がある。

#### V 消防・防災

本市の消防体制は、消防署の常備消防と消防団の非常備消防のほか、5地区において自主的な自衛消防隊を組織して、火災や各種災害に対処して市民の安全・安心を確保するため活動している。

近年、火災発生件数は、全国的にやや減少傾向にある。これは、人口減少が一つの要因といわれているが、少子高齢化や核家族化が進行する中で、高齢者の独り暮らしや高齢者夫婦の世帯は増加の一途であり、さらに、危険物施設の様態の変化など、その対応についても複雑多岐にわたっている。

このような中、火災から自身や家族の大切な生命、財産を守るためには、まず、家庭における防火知識の習得と地域全体での防災意識の高揚を図る必要がある。万が一災害が発生した場合は、迅速かつ確実に対応できる常備消防と非常備消防の消防・救急体制の確立を図る必要がある。また、その備えとして各種消防車両及び資機材等の更新、防火水槽の設置など消防力の強化を図る必要がある。

非常備消防は、会社等に勤務する消防団員の増加により、昼間に地元に残っている団員が少ない現状がある。さらに、少子高齢化と過疎化が進む中、団員数の減少により各種の災害出動に影響が出ることはないように、団員確保に努める必要がある。

救急業務については、近年の救急救命士の処置範囲拡大で、より高度化、専門化してきており、日々進歩する医療に対して、知識と技術を維持向上していく研修も必要不可欠である。また、適切な処置ができる人員（救急隊）が到着するまでの間に、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が救命のために心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことができるよう普通救命講習の受講促進を図ることは重要課題である。

防災については、近年、地球温暖化の影響によるとみられる局地的な集中豪雨や台風の頻発など、災害が激甚化・頻発化している。これまでの予測を上回る現象に対して、監視を通じ、状況等の把握に努めながら適宜な対応を図る必要がある。また、市内には、多くの災害危険箇所があり、特に県が指定する土砂災害警戒区域等は土砂災害のおそれがあることから、住民へ周知するとともに人的被害防止を図るための対応が求められている。

住民への情報伝達手段としては、防災行政無線の戸別受信機を各区の有線放送又は無線放送と接

続しており、市からの放送が直接住民へ届くようになっている。今後も引き続き適時、適正な運用を図る必要がある。

また、自主防災組織においては、区長を中心として、災害時の避難、市との連絡、訓練などの活動が行われている。このような自主防災組織の活動は、防災力の向上のため必要不可欠であることから、継続して活動を支援していく必要がある。

## VI 住宅の整備

令和7年4月1日現在、市営住宅22団地のうち中央地区が13団地、北地区（脇本、折口）が6団地、東地区が（鶴川内）が1団地、南地区（西目、大川）に2団地あり、管理戸数は461戸となっている。

最も古い住宅は昭和20年代に建設されたもので、市営住宅全体の約3割が木造、簡易耐火構造平屋建てとなっており、その全てが耐用年数を経過している。また、立地条件として丘陵地が多く、高低差がある敷地、敷地が分散されている等、形状が不整形なほか、狭あい地や建替えが不可能な団地がある。

住環境面においては浄化槽が設置されていない住宅も多くみられ、トイレの水洗化は66.5%となっており、多くの住宅において生活環境の改善が必要となっている。

現在の住宅政策においては少子高齢化の急激な進行や人口・世帯の減少など社会状況の変化が著しく、加えて従来の建替え推進から既存市営住宅の長寿命化・有効活用へと転換するなど市営住宅改善の手法が変わってきている。

市営住宅以外の民間住宅については、本市の耐震化率は50.8%（令和2年）とされており、全国平均90%（令和5年・国交省）と比べ遅れている状況で、大地震時の被害拡大が危惧されている。同じく民間住宅において、昭和46年以前に建築された住宅で、がけに近接して建設された危険な住宅が、市内に360件ほど存在している。

また、空き家となって老朽化し適正な管理が行われずに倒壊等のおそれのある住宅が、近年増え、社会問題となっており、本市においても例外ではない。

## 2 その対策

### I 水道施設の整備

水資源は、限られた貴重な資源であることを認識してもらうため、節水の啓発に取り組むとともに、安全で安定した水の供給が図られるよう、水質保全、水源確保に努める。

施設については、新水道ビジョン及びアセットマネジメントを踏まえた重要度、優先度を基に更新整備を行い、維持管理を含めた施設全体のライフサイクルコストの減少に努める。

共同水道の管理運営については、市直営への移管を支援する。

### II 下水処理施設の整備

小型合併処理浄化槽設置整備事業により単独処理浄化槽やくみ取り槽から小型合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・啓発に努める。

設定する目標として、令和11年度末における汚水処理人口普及率87.86%とする。

### Ⅲ 一般廃棄物処理対策

一般廃棄物の処理については、円滑、適正に処理できる体制を維持し、廃棄物の適正処理化を推進する。また、廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、不法投棄をしない・させない環境づくりに努める。

ごみ減量化を進めるため、分別・リサイクルをより効率的、経済的に運営できる体制づくりに努めるとともに、事業所における分別・リサイクルをさらに促進する。

市民のリサイクルに対する意識を向上させるため、広報・啓発活動を行い、市民自らが行う減量化・リサイクル活動を支援する。

生ごみ堆肥化事業については、現在実施している区内のさらなる普及啓発に努めるとともに、未実施区については、段ボールコンポストの普及の取組を推進する。

### Ⅳ 火葬場

費用負担の軽減・平準化を図るため、「阿久根市葬斎場長寿命化実施計画」を基に、施設の改修等を行う。

### Ⅴ 消防・防災

消防については、市民に対する火災予防思想の啓発活動を積極的に推進し、高齢化など社会構造の変化、危険物様態の変化などに対応した消防体制の充実と消防力の強化を図る。また、非常備消防については、消防団員の確保及び指導育成に努め、消防施設や消防機器の充実により地域の防災体制の拠点としての機能充実に努める。

救急業務については、救急業務の高度化、専門化を図るため、知識と技術を維持向上させていく研修とメディカルコントロール体制の充実、応急手当の普及を推進するなど救命効果の向上に努める。

また、防災行政無線等による正確かつ迅速な防災情報の提供を行い、災害防止に努めるとともに、災害危険箇所の点検・周知徹底を図る。

### Ⅵ 住宅の整備

令和元年度に改訂した阿久根市公営住宅等長寿命化計画において、市営住宅の状況の正確な分析を行い、各団地を事業手法（改善、維持管理、用途廃止）ごとに分類し、市営住宅の維持管理の適正化を図っていく。

事業手法を改善とした住宅については、住環境に配慮し、多様なニーズに応じた良質な市営住宅ストックの形成に努め、長寿命化及び居住性向上の改修を行い、生活環境の改善を図る。

また、耐用年数を経過し、老朽化の著しい木造、簡易耐火構造平屋建ての住宅については、現在の入居者の退去後に用途廃止、解体除去処分を行い、令和11年度末の目標管理戸数を350戸となるよう計画を進める。

今後予想される人口減少や少子高齢化等の将来の社会動向を見据え、セーフティネットとしての役割も考慮した適切なストックを確保する必要がある。

木造住宅の耐震診断及び耐震補強工事を行う者に対し、補助金を交付することで、住宅の耐震性を満たしていない住宅の倒壊を未然に防ぎ、市民の生命財産を守り、災害時に避難することが困難

ながけ地に近接する危険住宅に居住し、移転しようとする者に対し補助金を交付することで市民の安全な住環境確保を目指す。

平成27年2月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に伴い、危険住宅の所有者等に対し解体費の補助を行うことで、危険住宅の解体を促進し、良好な生活環境の維持を図る。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	配水管布設替事業	市		
		共同水道施設設置事業	市		
	(2) 下水処理施設 その他	小型合併処理浄化槽設置整備事業	市		
		都市下水路維持修繕事業	市		
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	塵芥処理事業負担金	北薩広域行政 事務組合		
		リサイクル処理施設	リサイクル処理事業負担金	北薩広域行政 事務組合	
		し尿処理施設	し尿処理事業負担金	北薩広域行政 事務組合	
	(4) 火葬場	葬斎場指定管理運営事業	市		
		葬斎場長寿命化改修事業	市		
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ積載車整備事業	市		
		消防ポンプ自動車整備事業	市		
		消防分団施設整備事業	市		
		消防団拠点施設整備事業	市		
		救急自動車整備事業	市		
		耐震性貯水槽整備事業	市		
		屈折はしご付消防ポンプ自動車オーバー ホール事業	市		
		救助工作車整備事業	阿久根地区 消防組合		
		水槽付消防ポンプ自動車整備事業	阿久根地区 消防組合		
		(6) 公営住宅	市営住宅整備事業	市	
	老朽住宅除去等事業		市		

(7) 過疎地域持続的発展 特別事業 生活	家庭系一般廃棄物収集運搬事業 〔事業内容〕 家庭から排出される一般廃棄物の収集を事業者 に委託するもの 〔必要性〕 ごみの適正処理のため 〔事業効果〕 不法投棄の防止、環境の保全	市	
	ごみ出し困難者支援事業 〔事業内容〕 家庭ごみを自ら排出することが困難な世帯 に対する戸別収集を事業者 に委託するもの 〔必要性〕 日常生活の負担軽減のため 〔事業効果〕 不法投棄の防止、環境の保全	市	
	資源ごみ中間処理事業 〔事業内容〕 分別収集ごみのうち、再商品化又は有償売却 できるものを、事業者 に委託し選別・圧縮・梱包作業を行うもの 〔必要性〕 ごみの焼却量を減らすため 〔事業効果〕 ごみの減量化	市	
	生ごみ堆肥化事業 〔事業内容〕 生ごみを分別収集し、堆肥化して市民に無償配布 〔必要性〕 ごみの焼却量を減らすため 〔事業効果〕 循環型社会の形成	市	
	海岸漂着物対策推進事業 〔事業内容〕 海岸漂着物清掃員により漂着物の撤去及び処分を行うもの 〔必要性〕 外洋からの漂着物等を適正に回収し、環境を保護するため 〔事業効果〕 景観の保全、ウミガメ産卵地の保護	市	
	危険家屋解体事業 〔事業内容〕 危険家屋等を解体撤去する者に対し、補助金を交付するもの 〔必要性〕 日常生活における安心安全の確保 〔事業効果〕 住環境の改善及び良好な景観の保持	市	
	(8) その他	公園施設長寿命化対策事業	市
環境			
その他			

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

水道施設に関しては、新水道ビジョン及びアセットマネジメントを踏まえ計画的かつ予防的な修繕対策へと転換を図り、長寿命化や維持管理に要するコストの縮減を目指す。

## 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1 現況と問題点

#### I 子育て環境の確保

近年の急速な少子化は、家庭や地域の子育て機能の低下をはじめ、経済の活力にも影響を及ぼすことが懸念されている。子どもや家庭を取り巻く環境は、就労形態の多様化や核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化などにより、大きく変化し、子育てに対し孤立感や負担感を持つ人が増加している。

子育て支援の一環として、令和元年10月から保育所・認定こども園に入所している「3歳から5歳までの児童」及び「0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童」を保育料の無償化対象としていたが、令和5年4月からふるさと納税を活用した市独自の子育て支援策として「0歳から2歳までの住民税課税世帯の児童」も保育料の無償化対象としたことで、全ての児童の保育料が無償化となった。

医療費についても、令和7年4月からは課税状況に関わらず「18歳までの全ての子ども」に係る医療費の自己負担分について窓口負担がゼロとなり、子育て世帯の経済的負担をさらに軽減できることが見込まれる。

また、令和7年6月から、病気やけがで集団保育が難しい子どもについて、保護者が仕事などで家庭保育ができない場合に一時的に預かる病児保育も実施し、保護者の心理的負担の軽減につながっている。

ほかにも経済的支援として、令和2年度から出生祝い商品券支給事業を出生した子1人に対して10万円の商品券を支給するよう変更して、子育て世帯が安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組んでいる。

平成27年度から施行されている「子ども・子育て支援新制度」においては、質の高い幼児期の教育・保育の提供体制が求められており、現在、公立保育所1園、私立保育所5園、認定子ども園2園が設置されている。令和7年4月1日現在の未就学児童数545人に対し、各施設の利用状況は合計446人（保育所266人、認定子ども園180人）で施設利用率は約82%である。

待機児童はなく受入れは整った状態であるが、人口の動向や児童数の推移を勘案しつつ、今後は保護者の就労形態の多様化や核家族化に対応した休日保育などの特別保育サービスの充実が求められている。

また、児童虐待などにより社会的擁護を必要とする子どもが増加し、その背景もひとり親家庭の増加や経済的困窮など多様化している。育児不安の軽減を図り、子育てしやすい環境・地域づくりを推進するため、民生委員等の地域組織との連携や地域全体で子どもを守る支援体制を構築する必要がある。乳幼児健診の受診率が年齢を追うごとに低くなっている状況に鑑み、保健師による訪問指導や保育所・認定こども園・子育て支援センター等関係機関との連携を強化していく必要がある。

さらに、学校生活に順応できなくなり不登校や引きこもりになる児童生徒もいることから思春期の児童生徒への相談支援体制の強化も必要である。子どもを取り巻く環境が複雑・深刻化し地域のつながりも希薄化している中で、安心して過ごせる居場所として、令和7年2月から「子ども第三の居場所」を開設した法人に対し補助を行うなど、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行っている。

## II 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市の高齢化率は、令和7年4月1日現在で43.7%となっており、高齢者数は減少傾向にあるものの、総人口の減少に伴い、高齢化の進行は今後も続くものと予想される。また、認知症高齢者、高齢者の単身世帯又は夫婦のみの世帯の割合も増加していくものと考えられ、介護ニーズの多様化や老々介護への対応が求められる。

このことから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きがいを持って自立した日常生活を送れるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」及び「生活支援」を一体的、継続的に提供するための地域包括ケアシステムの構築が大きな課題である。

## III その他の保健及び福祉の向上及び増進

障害者手帳所持者数は増加傾向にあったが、人口減少や高齢化率の増加に伴い、近年減少傾向に転じてきた。その要因には、脳血管疾患や心臓機能疾患など生活習慣病に起因する障がいを持つに至っても、65歳以上になると介護保険の適用が優先され、障がい者の福祉サービスが受けられないなど、障害者手帳を所持する利点がないとの理由で減少してきていると思われる。今後は、生活習慣病の若年化などから、障害者手帳所持者の増加が懸念されている。

障がいのある人は、年齢や障がいの程度、生活状況が様々で、生活の場面で多種多様なニーズを持っており、個々のニーズに基づいた生活支援の充実が求められている。

また、障がい者福祉施策においては、平成25年4月に障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）として改正され、難病等の患者も障害福祉サービスの提供が受けられるようになった。

高齢者や障がい者が社会参加するためには道路や駅、建物等の生活環境面での障壁を取り除くことや地域や社会での交流の機会を増やすことが必要である。その一方で、障がいのある人への偏見もまだ存在していることから、あらゆる機会を通じてノーマライゼーションの理念の普及啓発に努める必要がある。

児童については、心身に障がいがあると思われる児童を早期に発見し、関係機関との連携により早期療育につなげることが重要である。

## 2 その対策

### I 子育て環境の確保

安心して子どもを産み育てることのできるよう、子育て家庭が必要とする情報の提供に努めるとともに、育児に係る経費の経済的支援や育児相談等を実施し、妊娠、出産、育児に係る切れ目のない一環とした支援体制を確立する。

また、保護者が安心して子育てできるよう、教育・保育施設の充実を図るとともに、就労中の保護者が求める多様なニーズに対応した保育サービスの充実を努める。小学生が放課後等に安全に過ごせるよう、児童クラブの運営を行う。

子育ての負担感を解消するため、保育料の無償化や医療費の助成などの経済的な支援を行う。また、ひとり親家庭を対象に就業を目的とした資格取得などの支援を行う。

福祉、医療、教育、警察など関係機関と連携し、児童虐待の早期発見と迅速な対応及びアフターケア体制の充実を図る。また、不登校や引きこもりの児童生徒への相談支援体制の充実を図る。

## II 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者の「健康寿命」を延ばすため、健康の保持・増進、自立支援に資する介護予防の取組を進めるとともに、地域の活力向上のため、高齢者の知識や経験を生かした地域活動や社会参加を促し、健康づくりの充実や生きがいづくり、地域の支え合いを推進する。

介護保険制度については、介護が必要な状態になっても十分なサービスが利用できるよう、情報提供や相談体制の充実など利用者支援の充実を図るとともに、介護保険サービスの整備・質の向上を図る。

また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、各種在宅支援サービスの充実や生活しやすい環境づくりに努める。

## III その他の保健及び福祉の向上及び増進

障がいの発生を未然に防ぐために、今まで以上に生活習慣の改善に向けた指導、一次予防や健康診断などによる早期発見、早期治療といった二次予防に積極的に取り組み、市民自らが主体的に健康づくりを実践できる体制づくりを推進する。

乳幼児については、健康診断や発達相談による障がいの早期発見に努め、関係機関との連携により早期療育につなげる。

障がいのある人への差別や偏見をなくすため、ノーマライゼーション理念の啓発に努め、交流や人権教育の充実を図る。

また、障がいのある人一人一人のライフステージに対応した、地域生活支援体制の充実を図るとともに、差別や偏見をなくすために、市民の理解を深め地域社会でお互いを支え合う意識の高揚に努める。

## 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	みなみ保育園改修事業	市	
	児童館	児童クラブ改修事業	市	
	(7) 市町村保健センター 及びこども家庭センター	保健センター管理事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉	子ども医療費給付事業 〔事業内容〕 18歳までの全ての子どもの医療費を 無償化するもの 〔必要性〕 疾病の早期発見、早期治療により子 どもの健やかな成長に資するため 〔事業効果〕 子どもの健康の保持増進	市	

高齢者・障害者福祉

(9) その他

「食」の自立支援事業（調理） 〔事業内容〕 調理が困難な高齢者や障がい者に対し、事業者に委託し見守りを兼ねた配食サービスを提供するため、弁当調理を行うもの 〔必要性〕 高齢者等の食生活及び栄養改善を図るため 〔事業効果〕 高齢者等の健康の保持増進	市	
「食」の自立支援事業（配食） 〔事業内容〕 調理が困難な高齢者や障がい者に対し、事業者に委託し見守りを兼ねた配食サービスを提供するもの 〔必要性〕 食生活及び栄養改善を図るとともに高齢者の見守りを行うことで、高齢者の在宅での自立支援を図るもの 〔事業効果〕 高齢者等の健康の保持増進	市	
緊急通報システム運営事業 〔事業内容〕 一人暮らしの高齢者の安否確認等を行うため、緊急通報装置を貸与するもの 〔必要性〕 高齢者世帯における急病や災害等の緊急時の連絡体制の確保と平時における安否確認など見守り体制を確保する必要があるため 〔事業効果〕 高齢者等の安全・安心な暮らしの確保	市	
出生祝い商品券支給事業	市	
子育て世帯向け医療相談事業	市	
病児保育事業	市	
母子保健事業	市	
がん対策事業	市	
在宅寝たきり者介護手当支給事業	市	
寝たきり高齢者おむつ給付事業	市	
老人クラブ育成事業	市	
高齢者補聴器補助事業	市	
高齢者元気度アップポイント事業	市	
高齢者地域支え合いグループポイント事業	市	
高齢者等福祉タクシー利用助成事業	市	

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第8章 医療の確保

### 1 現況と問題点

高齢化の進行や医療ニーズの高度化・多様化等を背景として、研修医の都市部集中など、医療従事者の地域的偏在と診療科の偏在が生じており、出水保健医療圏の医師数は、人口10万人当たりで見ると、鹿児島県の平均を下回っており、医療従事者不足は深刻な問題となっている。

また、本市においては、市内開業医の高齢化と後継者不足が如実であり、今後、医療機関数の減少と入院病床数の減少が見込まれ、市民生活に大きな影響を与えることが懸念される。

特に、産科においては、本市は分娩を扱う医療機関がないため、市外の産科を受診せざるを得ない状況である。また、出水地区内に分娩を扱う産科は2か所であり、医師の負担も大きく、現状のままでは近い将来、出水地区内では出産できなくなることも懸念され、安心して出産ができる体制を整える必要がある。

さらに、本市のへき地診療所である大川診療所は、特に交通手段を持たない高齢者を中心に利用され、高齢化が進む大川地区においては、重要な施設である。

このような中、住民の健康に対する意識は高まってきているものの、生活習慣病は年々増加しており、疾病の予防、早期発見のために健康診断や各種がん検診、健康教育、健康相談等を適切に実施しながら、保健事業をさらに充実させるとともに、関係機関と連携しながら積極的に推進する必要がある。

### 2 その対策

各種健（検）診、健康教育、健康相談、訪問指導等を通じて市民が主体的に行う健康づくりを支援し、市民の生涯にわたる健康増進に努めることとし、市民が安心して必要な医療が受けられるよう必要な支援を行う。特に地域医療や救急医療を守るためにも、救急医療体制への支援や協力体制の充実を図る。

休日・夜間における重症救急患者の診療を行う医療体制の確保や休日の診療を行う在宅当番医制事業に対する支援等に努め、市民が安心して必要な医療が受けられる体制づくりの充実を図る。

産科医師の確保はもとより、開業助産師の協力も必要になってくることから、広域的な対応として、北薩地区3市2町による産科医療体制確保のための支援に引き続き取り組む。

大川診療所については、診療委託先である医療機関との連携強化を図り、地区民が受診しやすい地域密着型の運営を行う。

生活習慣病の早期発見、早期治療のための保健指導の充実、生活改善による予防対策を推進するとともに、健康教育、健康相談等を充実し、市民の健康の維持増進に向けた推進体制の整備に努める。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(4) その他	公的病院運営費補助事業	市	
		病院群輪番制病院事業	出水地区	
		在宅当番医制事業	出水地区	

### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第9章 教育の振興

### 1 現況と問題点

#### I 学校教育

本市の児童生徒に、変化の激しい社会を生き抜くために基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むことが極めて重要である。

この「生きる力」を育むために、様々な視点から充実した取組をしていくことが求められている。

学力については、児童生徒に必要な力を「知能及び技能」「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力、人間性」の三つの柱として整理し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を児童生徒と共有しながら、授業改善や教科書等の教材の創意工夫、ICTの効果的な活用に努めるとともに、この三つの柱に基づいて全教科・領域で「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善及び教育活動の充実に取り組むことが重要である。

併せて、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すキャリア教育を推進することは極めて重要である。

そのためには、キャリア教育を軸とした教科における授業の充実を図り、職場体験学習や福祉体験学習、地元の企業等の経営者の講話等を実施し、将来の社会人としての基礎を培う学習の機会を設ける必要がある。

これらの取組を推進しつつ、これまでの教育の質を維持、向上させ、教員が子どもと向き合える時間を確保し、教員一人一人が持つ力を高め、発揮できる環境を整えていくために、英語教育指導助手や学習指導支援員、スクールサポートスタッフの配置事業等による業務改善を進めていく必要がある。

特別な支援を必要とする児童生徒については、その教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の充実を図る必要がある。このことから、今後も、教職員一人一人の専門性の向上を図りながら、児童生徒や保護者に対して円滑な支援が行えるよう、関係機関と連携した早期からの教育相談・支援体制を確立する必要がある。

生徒指導については、不登校・不登校傾向の児童生徒への組織的な対応が必要である。不登校等の児童生徒に対して、学校が個に応じたきめ細かな指導・支援が行えるよう、家庭や関係機関と連携した態勢を整える必要がある。また、いじめは、決して許されない行為であり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。このことから、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組めるよう、態勢を整える必要がある。

児童生徒の食生活やネット依存等による生活習慣の乱れは、健やかな成長に悪影響を及ぼすだけでなく、体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如など、精神面にも悪影響を及ぼす懸念がある。児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が食に関する指導や情報モラル教育等に連携して取り組み、適切な生活習慣を確立する必要がある。

プログラミング教育やICTの効果的な活用については、ICT支援事業を行うとともに、市ICT研修会を開催し、授業を通じた研究を行う必要がある。加えて、ネット依存や情報モラルについて啓発資料の活用や各種研修会への職員の派遣を行うとともに、家庭に対して、情報端末のフィ

ルタリング設定や家庭内の情報端末を使用する際のルール設定の啓発について継続して取り組む必要がある。

地域に信頼される学校づくりについては、学校・家庭・地域の連携が、より強固なものとなるように、それぞれが担うべきことをお互いに理解することが大切である。そして、少子化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けさせるなどの家庭・地域の教育力が低下している現状があることから、家庭・地域の教育力の向上のために教育の原点である家庭・地域の教育環境を整えていく必要がある。

少子化の影響により、児童生徒数の減少や学校の小規模化が今後も進むことが予想されるとともに、教育上の諸課題が顕在化してきていることから、小・中学校の規模適正化の取組を進めている。

施設面について、本市の学校施設の耐震化率は100%を達成しているが、建築年度が古く老朽化した校舎等が残されており、施設改修等を必要とする箇所が多くなってきていることから、平成30年度に策定した「阿久根市学校施設等長寿命化計画」を基に、建物の長寿命化改修を行っている。今後も、学校規模適正化の状況を踏まえつつ、計画的な改修等を進めるとともに、維持補修等を行いながら、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要がある。

また、情報社会に対応する情報活用能力を育成するため、児童生徒1人1台の学習用端末の更新や情報ネットワークの整備を進めており、今後は、ICT機器の効果的な活用による教育環境の向上を図る必要がある。

さらに、学校の統廃合に伴い、通学距離や通学手段等の通学条件が変更となった児童生徒については、通学支援を行っており、今後も学校規模適正化の状況を踏まえながら支援を行っていく必要がある。

併せて、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者には、就学支援を行っているが、家庭環境の変化やひとり親世帯の増加などにより、援助を受ける保護者は増える傾向にあることから、児童生徒が安心して学校に通えるような支援を継続する必要がある。

学校給食については、学校給食センターで完全給食を実施し、児童生徒の体力の向上や健康増進に努めているが、施設や設備の老朽化が進んでいることから、施設の補修や設備の更新等を行いながら、今後も衛生管理を徹底し、安全・安心でおいしい給食の供給に努める必要がある。

## II 生涯学習の推進

誰もが生涯にわたり必要に応じて学び、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現は、多様化し複雑化する社会の変化に対応するための課題であり、学びによる成長は人づくりに、相互の学びはつながりづくりに、そして、学びの主體的な参画は地域づくりにつながるため、生涯学習の推進は重要である。

中央公民館をはじめとする脇本、大川の地区公民館等は、生涯学習の拠点施設として、また地域コミュニティの維持と持続的な発展のための集いの場として、更には、地域の防災拠点としての役割が求められている。学びや活動を結びつけ、多様な人材を発掘・育成し地域づくりにつなげる必要がある。

読書は人生を豊かにし、図書館はその機会を提供する役割があり、地域住民の学びのニーズに対応できる情報拠点として、まちづくりの中核となる交流の拠点としての機能を強化する必要がある。

住民が互いに学び合い、個性ある住みよい地域社会を構築していくためには、学び合える場の充

実と学び合える集団の育成を推進し、自主的な学習活動への積極的な支援が求められている。

また、社会全体で子どもの健全育成を図るためには、青少年活動の充実や地域で子どもを見守る環境及び態勢づくりが必要である。

生涯学習の拠点施設としての役割を担う条例公民館は、築年数の経過に伴い、施設・設備の老朽化が進んでいる。今後、老朽化した各公民館等の施設の充実を図り、住民の学習、交流、スポーツ、レクリエーション活動等の機能をさらに高めることが必要となっている。

既存の社会教育関係団体においては、会員の減少やリーダー不足による組織機能の低下が生じており、各団体の組織強化と活動の活性化に向けた支援を充実させ、地域づくり、生きがいづくりを推進する社会教育関係団体の育成を図る必要がある。

図書館の管理運営については、専門的な知識が必要な上、民間企業が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図るため指定管理者による図書館運営を行い、市民の利便性の向上及び蔵書内容の充実と管理の適正化を図っている。

一方、現在の図書館は昭和39年に建設され、老朽化が進んでおり、また、国道3号沿いの立地に加え、駐車場スペースも狭いことから市民からの建設要望も多くあり、新図書館の建設が急務となっている。

### Ⅲ スポーツの推進

スポーツに対する意識や関わり方が多様化している中、市民が日常的、主体的に気軽にスポーツが楽しめる環境整備を進め、一人でも多くの人がスポーツを楽しみ、スポーツを通じた健康増進やいきいきとした生活の実現に資するような取組を実施し、生涯スポーツの推進につなげることを目指す。

そのためには、安心・安全かつ効果的な環境整備を進めていく必要がある。本市の総合運動公園内は、昭和47年に整備した陸上競技場を皮切りに平成6年度に建設した総合体育館まで各種体育施設を有しているが、施設の老朽化が顕著になっており、令和2年度に策定した「阿久根市公共施設等個別施設計画」を基に、優先度の高い施設から改修を進めており、市内外から多くの利用者で賑わう施設もある。

しかし、本市では人口の減少に比例して競技人口も年々減少しており、スポーツ推進員、各校区スポーツ（体育）協会やスポーツ少年団と連携し、市民がスポーツに親しむ機会を増やすことで、各種競技の振興に努めているが、スポーツ少年団数、人員ともに減少している。

これまで、あくねボンタンロードレース大会などの各種イベントの開催や合宿誘致に取り組み、スポーツ交流人口の促進によるスポーツ愛好者の拡大に努めてきたが、今後、ニュースポーツの普及、総合型地域スポーツクラブなどと連携し、誰もが気軽に楽しい運動・スポーツに取り組むための支援やスポーツ少年団・部活動などに励む子どもたちの競技力向上に資する事業に取り組み、広く人々がスポーツに取り組める機会を作る必要がある。

## 2 その対策

### I 学校教育

「学校・家庭・地域」が緊密に連携し、地域に開かれた信頼される学校づくりを通して、確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる児童生徒、豊かな心と健やかな体をもった児童生徒の育

成を図る。

このため、家庭や地域と連携した教育環境の向上を図り、本市の自然、歴史、文化や伝統を活用しながら、生涯にわたって自ら考え主体的に行動できる生きる力を培うなど、教育活動の充実に努める。

児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進む中で、児童生徒に等しくよりよい教育環境の提供を目指し、児童生徒の資質と能力を伸ばすことができる学校規模の適正化により、少子化に対応した活力ある学校づくりを行う。

また、老朽化した学校施設等について、学校規模適正化の状況を踏まえつつ、阿久根市学校施設等長寿命化計画を基に計画的な改修等を進めるとともに、維持補修等を行うことにより、安全で良好な教育環境を整備する。

I C T機器をはじめとする教育機器・教材の継続的な保守・点検及び年次更新を進めるとともに、それらの機器・教材等を効果的に活用し学習環境の充実に努める。

教職員の専門的知識や技術、幅広い教養、実践的な指導力の向上に努め、資質の向上を図る。

経済的理由により就学や進学が困難な児童生徒に対する支援を行うとともに、学校の統・廃合により通学が困難な地域に居住する児童生徒に対する支援を行う。

学校給食センターの施設の補修や設備の更新等を行い、安全・安心でおいしい給食の提供に努める。

## II 生涯学習の推進

市民のニーズに応じた、市民が幅広く受講できる講座の開設に努めるとともに、受講者が主体的に行う自主講座への移行を支援する。また、社会教育関係団体との連携を図り、生涯学習の推進に努める。

各種社会教育団体の組織力の充実・強化のため、生涯学習指導者養成研修会への参加促進を図り、各リーダーの育成を進め、各団体の活性化を支援する。

地域と学校が連携・協働した取組である「地域学校協働活動」の態勢づくりを推進する。

生涯学習活動の拠点である地区公民館、図書館の施設設備の充実に努める。

## III スポーツの推進

総合体育館をはじめ、各施設の老朽化が目立つことから、総合運動公園及びB & G海洋センター施設の整備を計画的に進め、年々、多様化・高度化するスポーツ・レクリエーションニーズへ対応するとともに、健康運動教室などを開催し、市民がスポーツなどに気軽に参加できる機会を提供し、市民の健康づくりを支援する。

また、競技力の向上を図るために指導者の育成を推進するとともに、全国大会等への出場経費の補助を実施する。

さらに、各種スポーツイベントの開催をはじめ合宿等の誘致に取り組み、スポーツを通じたまちづくりを進め、市民のスポーツ意識の高揚と受入体制の整備、さらにはスポーツを通じた交流人口の拡大、地域経済の活性化を図る。

3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	校舎等改修事業	市		
		校舎等維持補修事業	市		
	屋内運動場	屋内運動場維持補修事業	市		
		屋外運動場	屋外運動場維持補修事業	市	
	教職員住宅	教職員住宅維持管理事業	市		
	給食施設	学校給食施設等更新事業	市		
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	公民館整備事業	市		
		体育施設	総合運動公園施設整備事業	市	
		図書館	図書館整備事業	市	
		その他	青年の家改修事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	英語教育支援事業 〔事業内容〕 小・中学校の英語の授業において、 担任等の指導の補助を行うもの 〔必要性〕 児童生徒が、生きた英語に接する機 会を増やすため 〔事業効果〕 青少年の健全育成	市		
		I C T支援事業 〔事業内容〕 I C T機器の効果的な活用について 職員に研修を行うとともに、授業の 補助、機器の維持管理を行うもの 〔必要性〕 児童生徒が扱う一人一台のタブレッ ト機器を効果的に活用するため 〔事業効果〕 青少年の健全育成、業務改善	市		
		スクール・サポート・スタッフ配置 事業 〔事業内容〕 教員の業務支援を行うもの 〔必要性〕 学校教育活動の一層の充実及び教員 の「働き方改革」の実現のため 〔事業効果〕 業務改善、教育環境の維持	市		
		生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業 〔事業内容〕 市民を対象に、生涯学習講座や講演 会を実施するもの 〔必要性〕 市民の学習機会の拡充を図るため 〔事業効果〕 文化の薫るまちづくりの醸成	市	

(5) その他	その他	青少年育成事業 〔事業内容〕 キッズスクール、星空観望会、スケッチ教室など各種講座、体験イベント等を実施するもの 〔必要性〕 地域全体で子どもたちに学ぶ機会を提供するため 〔事業効果〕 青少年の健全育成	市	
		あくねボンタンロードレース大会実施事業 〔事業内容〕 県内外から参加者を募り、ロードレース大会を実施するもの 〔必要性〕 交流人口の増加、地域活性化のため 〔事業効果〕 健康の保持増進、交流人口・関係人口の増加	実行委員会	
		阿久根市長旗九州選抜高等学校駅伝競走大会実施事業 〔事業内容〕 九州内の駅伝強豪校を招待し、大会を開催するもの 〔必要性〕 イベントを通じて、本市の情報発信を行うため 〔事業効果〕 青少年の健全育成、交流人口の増加	実行委員会	
		通学支援事業 〔事業内容〕 統・廃合により、遠距離の通学を要する児童生徒の通学手段を確保するもの 〔必要性〕 安全・安心な環境下で、保護者の負担なく教育の機会を確保するため 〔事業効果〕 教育環境の維持、教育の機会確保	市	
		I C T教育整備等事業	市	
		学校給食事業	市	
		阿久根市立図書館及び郷土資料館運営事業	市	

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、平成30年7月に策定した学校施設等長寿命化計画及び令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第10章 集落の整備

### 1 現況と問題点

本市の自治組織は77区あり、世帯数は令和7年3月末現在の住民基本台帳で9,617世帯となっている。この中で、高齢化率が50%を超えた集落が33区、30%を超える集落になると74区あり、また、集落人口が50人以下の集落は14区であり、高齢化や人口減少は進行の一途をたどっている。

集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上及び環境整備を図る生活扶助機能（例：冠婚葬祭、地域環境整備活動等）、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能（例：農道等草刈り等）、農林地や地域固有の景観、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能など、重要な役割を果たしており、人口が減少していく中でこれらの機能の維持・向上が課題となっている。

また、山間部の集落については、公共交通機関による輸送サービスが十分に確保されておらず、通院や日常生活に不便を来しており、これまで一部の地域に乗合タクシー事業を導入するとともに福祉タクシーの助成額を引き上げるなど各種対策を行っているが、引き続き市内全域を対象に交通手段の確保・利便性の向上に向けた施策に取り組む必要がある。

### 2 その対策

住み慣れた土地、住み慣れた地域で誰もが生活続けることができるように、生活の利便性の向上を図るとともに、生活環境の改善、福祉サービスの向上に努める。

隣保相互扶助の精神の下、お互いが助け合い、自分たちの地域は自分たちでつくる意識の醸成を行うなど、現状の自治会の形態を保ちながら、地域力を高めコミュニティ活動の活性化を図るため、地域づくり活動支援事業を推進する。

地域住民の現状や地域の実情を把握する「集落点検」及び「話し合い」活動を着実に取り組むことによる住民主体の支え合い活動の活性化につなげるため、集落支援員制度の活用などにより集落での活動を促進する。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 集落整備	集落支援員事業 〔事業内容〕 集落支援員を配置し、地域巡回等を行うもの 〔必要性〕 地域の課題を洗い出し、解決方法を探るため 〔事業効果〕 地域コミュニティの活性化	市	再掲
		地域色（ちいきいろ）づくり事業 〔事業内容〕 行政区等に対し、運営補助等を行うもの 〔必要性〕 地域コミュニティの維持のため 〔事業効果〕 各行政区等の創意工夫した活動の創出による地域活性化	市	

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第11章 地域文化の振興等

### 1 現況と問題点

心豊かな市民文化を育成するため、文化芸術活動の普及と向上に努め、文化の薫り高いまちづくりを推進している。現代は、物質的な豊かさに加えて精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごしながら自己実現を図ることが求められている。

平成30年度に新たに市民交流センターが建設され、文化芸術及び生涯学習の活動拠点としての役割に加え、多くの市民が集い、まちの活性化につながる様々な自主文化事業及びあくね洋画展並びにその他文化事業を実施してきた。

各地で传承されている郷土芸能については、将来にわたって传承していけるよう活動助成を行っているが、人口減少や少子高齢化により後継者、指導者の確保が困難になっている。

文化芸術活動においては、主な活動団体である文化協会の構成員の高齢化や加入者の減少が進み、団体数も減少してきている。このことから、次世代の文化活動の中心的な人材確保と育成が急務である。

### 2 その対策

文化芸術活動については、引き続き市民が優れた文化芸術に直接触れる機会をつくるため自主文化事業や芸術鑑賞事業の充実を図る。また、各芸術文化団体の活動の支援に努め、市民の自主的な文化活動の活性化を図る。

市内各地に伝わる郷土芸能等については、地域が一体となって保存継承する意識を高め、学習資源としての取組や事業を行う。また、保存団体への支援を行いながら、貴重な伝統文化を市民の財産として保存継承に努める。

文化財については破損や滅失の防止に努めるとともに、年次的な計画に基づき整備を行い、歴史民俗資料等の保存活用に努める。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	図書館整備事業	市	再掲
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	自主文化事業 〔事業内容〕 風テラスあくねでのコンサート、映画、演劇等の実施 〔必要性〕 市民が身近に文化芸術等に触れる機会を設けるため 〔事業効果〕 文化・芸術振興によるまちづくり	市	
	(3) その他	市民交流センター管理事務	市	
		市民交流センター音響照明支援事業	市	
		市民交流センター改修事業	市	
		文化財案内板等整備事業	市	

		郷土芸能育成事業	市	
--	--	----------	---	--

#### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

### 1 現況と問題点

本市は、海や山に囲まれ、多くの地域資源を有しており、その資源を次世代に引き継いでいくことは必要不可欠なことである。

近年、循環型社会への関心の高まりにより、地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーに関連する設備等の導入が進む中で、本市においても地域内でエネルギーを循環させる仕組みづくりの構築及び再生可能エネルギーへの関心・知識を深める機会の創出が課題となっている。

令和元年度にB&G海洋センタープールにおいて、チップを燃料とする木質バイオマスボイラーを導入し、市内の間伐材の利活用の推進を図るとともに、令和3年度以降は市役所駐車場などに太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーの積極的な利用を目指している。

### 2 その対策

再生可能エネルギーに対する市民の理解を促進するとともに、民間との連携・協力を通じて、木質バイオマス、太陽光をはじめとする本市に存する地域資源を最大限利活用し、公共施設における再生可能エネルギーの導入等、エネルギーの地産地消による持続可能な自立循環型社会の構築を目指す。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(3) その他	地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業	事業者	

### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

## 第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 1 現況と問題点

#### I 広域行政

現在、出水地区2市1町による北薩広域行政事務組合において、し尿・塵芥処理及びリサイクル処理並びに介護認定審査判定業務等を実施しているほか、長島町との1市1町で阿久根地区消防組合を組織し広域的に消防行政を推進している。

住民の生活は、市町村の行政区域に必ずしも拘束されず、より多様で重層的なものとなっている。また、圏域は、通勤・通学圏のほか、医療圏や商業圏など複数の圏域が重複することもありえる。

したがって、今後も一つの自治体だけでは解決できない課題については、近隣市町と連携した取組を進める必要がある。

#### II 男女共同参画の推進

令和2年度において第3次あくね男女共同参画プランの策定と、阿久根市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種取組を積極的、総合的に推進している。

しかし、政策決定の場への女性の参画は、審議会等への女性の登用率で計ると令和6年4月1日時点で22.6%であり、計画策定時（令和2年度末）の17.1%から増加しているものの、目標としていた30%には届かず、いまだ固定的性別役割分担意識による社会通念や制度・慣行が根強く存在している。

男女共同参画の推進は、女性をはじめとする多様な人材の活用、男女が安心して子育てができる環境づくり、男女ともに暮らしやすいまちづくりを行うことであり、これからの少子化の進行や超高齢社会の到来に対し重要な役割を果たすものである。

お互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を充分発揮することができる男女共同参画社会の実現は本市の重要課題のひとつであるといえる。

### 2 その対策

#### I 広域行政

広域行政の継続した事業展開を図るとともに、経済活動や市民生活の結びつきが深い周辺自治体との協力体制を強化するなど、効率的な行政運営を推進する。

#### II 男女共同参画の推進

第3次あくね男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり及び男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進を基本目標に掲げ、各課の政策事業を男女共同参画の視点で見直し、関係機関、市民との連携を図りながら、施策を推進する。

### 3 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		北薩広域行政事務組合負担金	市	
		阿久根地区消防組合負担金	市	

### 4 公共施設等総合管理計画等との整合

本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画を令和4年3月に改訂し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和2年8月に策定した公共施設個別施設計画に基づき、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理することとしている。

公共施設の複合化、縮減等を一層促進し、機能的かつ効率的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	4) 過疎地域持続的発展特 別事業 移住・定住	空き家改修補助事業	市	人口増や交流人口、関係人口 の拡大、定住が図られること から施策の効果が将来に及 ぶ。
		空き家バンク事業	市	人口増や交流人口、関係人口 の拡大、定住が図られること から施策の効果が将来に及 ぶ。
		地域おこし協力隊事業	市	人口増や交流人口、関係人口 の拡大、定住が図られること から施策の効果が将来に及 ぶ。
		出会いサポート事業	市	新たな出会いが増え、結婚・ 出産が促進され、人口の増加 に寄与することから施策の効 果が将来に及ぶ。
		お試し移住体験事業	市	人口増や交流人口、関係人口 の拡大、定住が図られること から施策の効果が将来に及 ぶ。
		移住コーディネーター事業	市	人口増や交流人口、関係人口 の拡大、定住が図られること から施策の効果が将来に及 ぶ。
		テレワーク・ワーケーション事 業	市	人口増や交流人口、関係人口 の拡大、定住が図られること から施策の効果が将来に及 ぶ。
2 産業の振興	10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	地域間交流	市	地域の課題を解決することに より、コミュニティの活性化 が図られることから施策の効 果が将来に及ぶ。
		人材育成	市	地域の課題を解決することに より、コミュニティの活性化 が図られることから施策の効 果が将来に及ぶ。
		農業経営基盤強化資金利子助成 事業	県・市	農業経営の基盤強化を図るこ とで経営の安定化に資するこ とから施策の効果が将来に及 ぶ。
		鳥獣被害対策実践事業	市	農業被害の軽減を図ることで 農産物の生産、安定供給に資 することから施策の効果が将 来に及ぶ。
		果樹苗木購入事業	市	特産品である柑橘類の安定供 給により、農業の振興に資す ることから施策の効果が将来 に及ぶ。
		壮年世代新規就農者支援事業	市	壮年世代の新規就農者の経営 安定化に資することから施策 の効果が将来に及ぶ。
		新規就農者支援対策事業	市	新規就農者の経営安定化に資 することから施策の効果が将 来に及ぶ。
		農作物鳥獣被害防止施設整備事 業	市	農家の経営安定化に資するこ とから施策の効果が将来に及 ぶ。
		ジャンボタニシ駆除対策事業	市	農家の経営安定化に資するこ とから施策の効果が将来に及 ぶ。
		連作障害対策土壌消毒事業	市	農家の経営安定化に資するこ とから施策の効果が将来に及 ぶ。
		かごしまの農業未来創造支援事 業（産地づくり対策）	県・市	農家の経営安定化に資するこ とから施策の効果が将来に及 ぶ。
		機構集積協力金交付事業	市	農業の競争力強化、生産コス トの削減に資することから施 策の効果が将来に及ぶ。

農地中間管理機構事業	市	農業の競争力強化、生産コストの削減に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
子牛生産出荷奨励事業	市	畜産経営の安定化を図ることにより産業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
市内産素畜導入事業	市	畜産経営の安定化を図ることにより産業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
農業栽培施設運営事業	市	生産者の所得向上、技術向上により農林業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
農業用機械等購入支援事業	市	生産者の所得向上、技術向上により農林業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
かごしまの竹で育む産地づくり事業	県・市	生産者の所得向上、技術向上により農林業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
かごしまの特用林産物産地づくり事業	県・市	生産者の所得向上、技術向上により農林業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
有害鳥獣捕獲事業	市	イノシシ、シカ等の農林産物被害を防止することにより農林業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
竹林改良促進支援事業	市	放置竹林面積の減少、竹材の安定供給に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
放置竹林解消等奨励交付金事業	市	放置竹林の解消及び発生防止に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
松くい虫特別防除事業	市	阿久根大島の松を保護することで景観の保全に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
森林環境譲与税事業	市	森林の健全な保全に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
種苗放流事業	市	漁業者の経営安定化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
磯焼け対策事業	市	漁業生産力の向上に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
いかしば設置事業	市	漁業資源の保護に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
漁業後継者就業支援事業	市	新規就業者の経営安定化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
水産物流通対策事業	市	水産業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
漁業操業効率化推進事業	市	水産業の振興に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
商工業者事業拡大・拡充支援事業	市	商工業の振興、地域経済の活性化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。

商工業・6次産業化

		物産品販路拡大事業	市	商工業の振興、地域経済の活性化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		薩摩國輸出促進協議会事業	市	商工業の振興、地元経済の活性化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		創業支援事業	市	商工業の振興、地元経済の活性化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		特定地域づくり事業協同組合運営支援事業	市	商工業の振興、地元経済の活性化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
	観光	阿久根みどこい祭り実施事業	実行委員会	交流人口の増加が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
		体験型観光コンテンツ開発等事業	市	交流人口の増加が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
		阿久根大島公園管理運営事業	市	観光客、交流人口の増加が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
		にぎわい交流館阿久根駅運営事業	市	観光客、交流人口の増加が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
		まちづくり人材誘致・発掘事業	市	観光客、交流人口の増加が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	行政手続のオンライン化事業	市	住民サービスの向上に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	乗合タクシー運行補助事業	市	交通空白地の解消に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		地域間幹線系統確保維持事業	市	路線バスの維持につながることから施策の効果が将来に及ぶ。
		出水駅蔵之元港間シャトルバス運行補助事業	市	観光客、交流人口の増加が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
		肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業	市	鉄道路線の確保、観光客、交流人口の増加が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	家庭系一般廃棄物収集運搬事業	市	不法投棄の防止、環境の保全に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		ごみ出し困難者支援事業	市	不法投棄の防止、環境の保全に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		資源ごみ中間処理事業	市	ごみの減量化に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		生ごみ堆肥化事業	市	循環型社会の形成に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		環境	海岸漂着物対策推進事業	市

	その他	危険家屋解体事業	市	住環境の改善及び良好な景観の保持につながることから施策の効果が将来に及ぶ。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費給付事業	市	子どもの健康の維持増進に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		高齢者・障害者福祉		
	「食」の自立支援事業（調理）	市	高齢者等の健康の保持増進に資することから施策の効果が将来に及ぶ。	
	「食」の自立支援事業（配食）	市	高齢者等の健康の保持増進に資することから施策の効果が将来に及ぶ。	
		緊急通報システム運営事業	市	高齢者等の安全・安心な暮らしの確保に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	英語教育支援事業	市	青少年の健全育成に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		I C T 支援事業	市	青少年の健全育成、業務改善に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		スクール・サポート・スタッフ配置事業	市	業務改善、教育環境の維持に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
	生涯学習・スポーツ	生涯学習推進事業	市	市民の学習機会の拡充を図り文化の薫るまちづくりの醸成に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		青少年育成事業	市	青少年の健全育成に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		あくねポタンロードレース大会実施事業	実行委員会	健康の保持増進、交流人口・関係人口の増加に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
	その他	阿久根市長旗九州選抜高等学校駅伝競走大会実施事業	実行委員会	青少年の健全育成、交流人口の増加に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
		通学支援事業	市	教育環境の維持、教育の機会確保に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落支援員事業	市	地域の課題を解決することにより、コミュニティの活性化が図られることから施策の効果が将来に及ぶ。
		地域色（ちいきいろ）づくり事業	市	地域コミュニティの維持に資することから施策の効果が将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	自主文化事業	市	文化、芸術振興によるまちづくりに資することから施策の効果が将来に及ぶ。